

J A うつのみやの現況

(令和7事業年度)



令和8年6月
宇都宮農業協同組合

目 次

ごあいさつ	4
1. 経営方針	5
2. 経営管理体制	5
3. 令和7年度事業の概況	10
4. 金融商品の勧誘方針	11
5. 利益相反管理方針	12
6. 金融円滑化にかかる基本的方針	13
7. 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針	15
8. 農業振興活動	18
9. 地域貢献情報	19
10. リスク管理の状況	21
11. 自己資本の状況	27
12. 主な事業の内容	
(1) 主な事業の内容	28
(2) 系統セーフティーネット(貯金者保護の取り組み)	40

【 経 営 資 料 】

I 決算の状況	
1. 貸借対照表	41
2. 損益計算書	42
3. キャッシュ・フロー計算書	44
4. 注記表	46
5. 剰余金処分計算書	68
6. 部門別損益計算書	71
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	75
8. 会計監査人の監査	76
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	76
2. 利益総括表	77
3. 資金運用収支の内訳	77
4. 受取・支払利息の増減額	78
III 事業の概況	
1. 信用事業	
(1) 貯金に関する指標	78
①科目別貯金平均残高	
②定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	79
①科目別貸出金平均残高	
②貸出金の金利条件別内訳残高	
③貸出金の担保別内訳残高	
④債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤貸出金の使途別内訳残高	

⑥貸出金の業種別残高	
⑦主要な農業関係の貸出金残高	
⑧農協法に基づく開示債権の状況 及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	85
(4) 有価証券に関する指標	85
①種類別有価証券平均残高	
②商品有価証券種類別平均残高	
③有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	86
①有価証券の時価情報等	
②金銭の信託の時価情報等	
③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済保有高	88
(2) 医療系共済の共済金額保有高	88
(3) 介護系その他共済の金額保有高	89
(4) 年金共済の年金保有高	89
(5) 短期共済新契約高	89
IV 経営諸指標	
1. 利益率	90
2. 貯貸率・貯証率	90
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	91
2. 自己資本の充実度に関する事項	93
3. 信用リスクに関する事項	98
4. 信用リスク削減手法に関する事項	106
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	109
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	109
7. CVAリスクに関する事項	109
8. マーケット・リスクに関する事項	109
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	109
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	110
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する 事項	111
12. 金利リスクに関する事項	112
VI グループの概況	
1. グループの事業系統図	114
2. 子会社の状況	114
3. 子会社の財産及び損益の状況	115

【役職員の報酬等】

1. 役員	116
2. 職員等	116
3. その他	116

【 J A の 概 要 】

1. 機構図	117
2. 役員構成（役員一覧）	118
3. 会計監査人の名称	118
4. 組合員数	119
5. 組合員組織の状況	119
6. 特定信用事業代理業者の状況	119
7. 共済代理店の状況	120
8. 沿革・あゆみ	121
9. 店舗等のご案内	123

（注）本冊における表中の数値は単位未満切り捨てのため、合計に相違があります。

ごあいさつ

平素よりJAうつのみやに対して格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年も組合員や利用者みなさまに、当JAに対する理解をより一層深めていただくため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌は、みなさまに当JAの経営内容を正しく判断していただくために、経営方針や業績、事業内容などをできるだけ詳細に説明させていただきました。ご理解、ご判断をいただければ幸いです。



さて、令和7年度は「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力3か年計画～協同活動と総合事業の好循環～」の初年度として、組合員・地域住民との関係強化に取り組み、「持続可能な農業の実現」、「豊かでくらしやすい地域共生社会の実現」、「協同組合としての役割発揮」を目指して取り組んでまいりました。

「令和の米騒動」は令和7年度も継続し、米価がかつてない高水準で推移したため、主食用米への回帰が進み、全国的に在庫が積み上がっている状況が続いており、生産者の皆さまにとっては先行きへの不安が大きい情勢と考えております。

また、JAを取り巻く環境としては、高齢化に伴う正組合員の減少による組織基盤・農業生産基盤の脆弱化が顕著に表れています。

このような状況下ではありましたが、組合員の皆さまとの対話を礎に、事業活動に取り組んだ結果、事業利益は126百万円、当期剰余金194百万円を確保することができました。なお、金融機関の経営健全性を示す指標となります自己資本比率は令和7年度末現在18.29%と引き続き安心してご利用いただける経営内容となっております。

農業・JAをめぐる情勢は国際秩序の不安定さもあり、厳しさと不透明さを増しておりますが、農業生産を維持・拡大させるため、当JA独自の「営農振興・担い手育成積立金」支援事業を活用し、新規生産者の確保対策や既存生産者の所得増大対策等を積極的に実施してまいります。なお、上三川地域に南部地区ライスセンターが完成し、令和8年産麦から稼働をしております。本施設を積極的にご活用頂き、地域の農業が一層活性化されますよう、今後ともご理解・ご協力をお願い申し上げます。

我々は総合事業を営む農業協同組合として組合員・地域のために機能發揮できるよう、持続可能な経営基盤の確立・強化に引き続き取り組んでまいります。また、コンプライアンス・ガバナンス態勢の強化が求められており、内部統制システムの整備と強化を継続して図ってまいります。

結びに、地域に根ざした農業協同組合として相互扶助の理念に基づき、組合員の営農と生活を守り、なくてはならない協同組合であり続けるため、令和8年度事業計画を実践してまいりますので、今後とも、皆さまのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

宇都宮農業協同組合

代表理事組合長 佐藤 俊伸

《 1. 経営方針 》

当 J A は、理念である「『希望の持てる農業』と『地域のみなさまの快適な暮らし』づくりへの貢献」に基づき、農家や地域住民の声に応え、願いを実現していくため「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に向け、役職員一体となって事業計画の達成に全力で邁進してまいります。

さらに、利用者のみなさまから信頼を得られるよう、「コンプライアンス・マニュアル」（法令等遵守手引書）に基づき、具体的な行動指針・諸規程等に則した経営に努めてまいります。

◇ 営農・経済事業部門

生産者が相談しやすい体制整備づくりのため、営農相談員・専任営農指導員を配置し、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。

さらに販売強化のため、契約販売の拡大、全農出荷の拡大・強化を進め、組合員の所得増大の実現をめざします。

◇ 信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」な J A バンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼される J A を徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇ 共済事業部門

J A 共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員・利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま、農業」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 NO.1 をめざします。

《 2. 経営管理体制 》

当 J A は、農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。業務執行に当たっては法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者のみなさまに安心して J A をご利用いただくために、内部統制システム基本方針に基づき、J A の適切な内部統制の構築・運用に努めています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

J A の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンス（企業統治）の強化を図っています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者みなさまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がＪＡグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」（別添のとおり）を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、ＪＡの適切な内部統制の構築・運用に努めます。

コンプライアンスに関する体制

１．理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の理念及び組合のコンプライアンス・マニュアルを定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適正性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

<運用状況について>

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。しかしながら、前年度において共済事業の不祥事件が発生したため、原因の追及や再発防止策を実践した。業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施している。自主点検、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

情報管理に関する体制

２．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。

- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

<運用状況について>

情報セキュリティ基本規程および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。また、サイバーセキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページ Web サイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築および Fire Wall の脆弱性管理を行っている。

リスク管理に関する体制

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

<運用状況について>

リスク管理方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに、理事会で定期的に協議・検討を行っている。

業務の効率性に関する体制

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

<運用状況について>

3か年計画および令和8年度事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

監事監査の実効性確保に関する体制

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

- ④ 当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会と連携する。

＜運用状況について＞

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。
内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。県中央会と適宜連携した取組みについて監事と共有している。（内部統制システムに関する重大なリスクの把握と改善、内部監査の品質向上、内部監査を活用した改善状況のフォロー）

業務の適正性確保に関する体制

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

＜運用状況について＞

自主点検等により各部署の内部統制の構築・運用をはかるとともに、子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

財務報告に関する体制

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適正な会計処理を行う。
- ② 適時・適正に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適正な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

＜運用状況について＞

経理規程・要領を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

会員の行動規範

制定：令和元年 7 月 4 日

改正：令和 4 年 3 月 8 日

全国農業協同組合中央会

1 趣旨

「JAの基本的な取り組み・行動の方向」に基づき、組合員の営農・生活を支える持続可能な経営基盤を確立・強化するため、会員自らがめざす姿ならびに経営点検および改善活動を実践するにあたって遵守する事項の共通の自主的な経営管理に関する指針として「会員の行動規範」を定める。

2 会員の行動規範

「会員の行動規範」は次のとおり定める。

(1) めざす姿

- ① 組合員等との徹底した対話を通じて、その意思反映と運営参画を図るとともに、社会の変化を捉え、JA経営の持続可能性と成長性を確保するための経営戦略を策定する。
- ② 経営戦略の達成度を測る指標に基づく自己評価・分析を行い、戦略の見直し・実践を継続的に行うための内部統制を構築する。

(2) 遵守する事項

- ① 法令等違反を発生させないコンプライアンス態勢を構築していること
- ② 内部管理態勢（内部統制・内部監査体制の確立ならびに実践）を構築していること
- ③ 経営課題の早期発見と不断かつ迅速な経営改革を通じて、組合員の営農・生活継続を支える持続可能な経営基盤を確立していること（会計監査人の監査報告書が適正意見であること（もしくは同等の内容が確保されていること）を含む）

(3) 中央会・連合会等

JAの不断の自己改革への取り組みや持続可能な経営のため、本会と連携して、支援する。

3 改廃

この規程の改廃は、本会理事会で決定する。

附則 この規程は、令和元年 9 月 30 日より施行する。

附則 この規程は、令和 4 年 3 月 8 日より施行する。

《 3. 令和7年度事業の概況 》

「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力3か年計画」の初年度として、組合員・地域社会への貢献に向け、『食料・農業戦略』『くらし・地域活性化戦略』『組織基盤強化戦略』『経営基盤強化戦略』『広報戦略』の5つの戦略に基づき取り組みを進めてまいりました。

また、内部統制システム基本方針に基づき、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者みなさまに安心して組合をご利用いただくために、適切な内部統制の構築・運用に取り組みました。

さらに、組合員ニーズに基づく組織・事業運営を目的に、意見交換会の開催や組合員訪問活動、日常的な事業利用・活動参加等の機会を利用し、組合員との対話活動を進めています。

さらに、「農業者の所得向上、農業生産の拡大」に向け、「営農振興・担い手育成積立金」を活用することにより、新規品目導入、経営規模の拡大を提案し、担い手育成など農業者への支援を実施しました。

この結果、収支面では事業利益は1億26百万円（前年比59百万円減少）、経常利益は2億39百万円（前年比69百万円増加）、当期剰余金は1億94百万円（前年比40百万円増加）を計上することができました。

また、自己資本比率（剰余金処分後）は、自己資本の増強に取り組み、農林水産省令の基準を大きく上回る18.29%となり、経営の健全性を確保しています。

主な事業活動と成果

① 信用事業

各種キャンペーンを展開したことにより、貯金残高は2,921億円となりました。また、組合員・利用者の資産形成に資するため、ライフプランに応じた投資信託の提案を実施しました。

貸出金については、資金ニーズへの対応強化を進め、住宅資金等の伸長に取り組んだ結果、貸出金残高は874億円となりました。

② 共済事業

LAを中心とした3Q活動を通じ、組合員一人ひとりのニーズに合った保障の提案を実施した結果、新契約高は262億円、保有高は5,462億円となりました。

③ 購買事業

生産資材については、肥料・農薬の予約価格、大口利用者奨励等によるコスト引き下げや、低コスト肥料の取り扱い、大型規格農薬の普及、大型農家への推進に取り組んだ結果、購買事業全体の取扱高は63億円（代理人取引を含む総額）となりました。

④ 販売事業

米については、「令和の米騒動」といわれる市場の混乱の影響で、集荷量は前年より減少しましたが概算金単価が上昇したため、米全体の取扱高は64億円に

なりました。麦は、赤かび病の発生により小麦で収量が減少したものの、大麦は平年並みの作柄となったことから、取扱高は4億円になりました。園芸は、果実を中心とした販売単価の上昇により93億円となりました。畜産は全国的な出荷頭数不足により、子牛や肉豚の販売価格が上昇したことから、畜産物全体で22億円になりました。

《 4. 金融商品の勧誘方針 》

当JAは、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者みなさまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者みなさまの資産運用の目的、知識、経験及び財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者みなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者みなさまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者みなさまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者みなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者みなさまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

《 5. 利益相反管理方針 》

当 J A は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドライン等に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定め、取り組んでまいります。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J A の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

（1）お客さまと当 J A の間の利益が相反する類型

（取引例）

○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。

○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（2）当 J A の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

（取引例）

○農業法人等の買収において、当 J A が買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。

○接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

（1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

（2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

（3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。

（4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

（5）利益相反管理統括部署は各課から相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限りします。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当 J A の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、J A うつのみやリスク統括部（028-625-3381）までご連絡ください。

《 6. 金融円滑化にかかる基本的方針 》

当 J A は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当 J A の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
4. 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 A D R 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しております。
具体的には、
 - (1) 専務以下、関係役員、室・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 専務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本所融資審査部署を「金融円滑化管理責任部署」とし、金融円滑化管理責任者の指示を受け、当 J A 全体の対応状況の把握に努めます。
 - (4) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めるとともに、各支所に相談窓口を設置致します。
 - (5) 本所融資統括部門に相談窓口を設置するとともに、各支所等の相談窓口と合わせてその電話番号等を店頭掲示等により周知致します。
 - (6) 金融円滑化対応にかかる苦情については、専用窓口を設置しその電話番号等を店頭掲示等により周知致します。
7. 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

《 7. 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針 》

当 J A は、「希望の持てる農業」・「地域のみなさまの快適な暮らし」づくりに貢献していくことを理念として掲げています。

当 J A では、この理念のもと、金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直します。

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A 共済連）が、共同で事業運営しております。J A 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A 共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

（1）金融商品

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、J A バンクが選びやすさを重視し、長期投資に適した商品を厳選した「セレクトファンド」をご提案いたします。セレクトファンドは特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。また、当該商品を組成する投資運用会社については、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ選定します。製販全体で組合員・利用者の皆さまの最善の利益を実現するため、J A バンク全体として、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。なお当 J A は、金融商品の組成に携わっていません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3、6、7）補充原則 1～5 本文および（注）】

（2）共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまの、病気、ケガ、火災、自然災害、交通事故、農作業等、人生や日常生活に伴う様々なリスクに対する備えとして、一人ひとりのライフプランとニーズに合わせた最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施していません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）補充原則 1～5 本文および（注）】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

当組合は、以下のとおり組合員・利用者一人ひとりに寄り添った活動に取り組めます。

(1) 信用の事業活動

①当ＪＡでは組合員・利用者の皆さまとの対話を通じ、資産を「つかう」「ためる」「ふやす」等に色分けし、組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売します。

【原則２本文および（注）、原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１、２、３、４、５、６、７）】

②組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう「資産運用ガイダンス」「資産運用スタイル診断シート」「セレクトファンドマップ」等を活用し、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。なお、ご高齢な組合員・利用者の皆さまとのお取引においては役席者も同行するなど、厳格な適合性判定を実施しています。

【原則４、原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１、２、４、５）】

③組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料についても組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するように「セレクトファンドマップ」等を活用し、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則４、原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１、２、４、５）】

(2) 共済の事業活動

①組合員・利用者の皆さま一人ひとりのライフプランを確認し、リスク発生時の必要資金と各種公的保障を説明のうえ、公的保障を踏まえた最適な保障・サービスをご提案します。

【原則２本文および（注）、原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１、２、４、５）】

②保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向の確認を徹底し、保障内容を十分にご理解・ご納得いただけるよう、丁寧な重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を行います。

【原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１、２、４、５）】

③特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より分かりやすい説明に努め、疑問点の解消を図り、ご契約時のご家族等の同席をいただくことにより、安心してお手続きいただけるよう対応を行います。

【原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１、２、４、５）】

④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はありません。

【原則４】

3 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当組合は、各種手続きの実施の際には組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を実践し、その後も安心していただけるよう定期的な訪問活動を行い、アフターフォローに努めます。

【原則 5 本文および（注 1 ～ 5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

4 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を組合内で共有し、より良い対応ができるよう業務改善に取り組みます。

【原則 7 本文および（注）】

5. 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理します。

【原則 3 本文および（注）】

6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、的確な金融商品・保障・サービスを提供し、堅確な事務を行うため、資格取得の支援等に取り組みます。

（1）信用事業

インストラクターによる日常的・継続的な指導、運用会社（N V I C 等）・農林中金アカデミーと連携した研修・勉強会や資格取得など

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（2）共済事業

トレーナーおよびインストラクターによる日常的・継続的な指導、J A 共済連と連携した研修・勉強会や資格取得など

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月 26 日改訂）との対応を示しています。

《 8. 農業振興活動 》

当 J A は、農業振興活動として、以下の活動を行っております。

(1) 食料・農業戦略関係の取り組み

- ◇地域農業振興計画の実践による食料安全保障への貢献
(地域農業振興計画の策定・実践、販売品取扱高の維持・拡大)
- ◇次世代担い手確保や環境と調和した持続可能な農業の実現
(事業承継支援や新規就農者育成の取り組み、農業労働力の確保支援、生産履歴記帳運動)
- ◇農業所得の増大と国産農畜産物の安定供給
(販売力強化の取り組み、農産物直売所の活性化)
- ◇担い手ニーズへの対応強化に向けた営農経済事業体制の整備
(農業経営支援と農業経営コンサルティングの取り組み、デジタル技術活用による営農指導の効率化・高度化)
- ◇農業関連融資を通じた安定した農業経営への取り組み
(農業運転資金や設備資金等の相談受付、情報収集や迅速な対応を強化)

(2) 地域密着型金融への取り組み (中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

①農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当 J A では、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当 J A の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適正な業務の遂行に向け、金融円滑化にかか

②農業者等の経営支援に関する態勢整備

当 J A では、ご利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑に対応することが出来るよう、態勢を整備しています。

③農業者等の経営支援に関する具体的な取り組み

当 J A は、農業者等の経営支援に関する具体的な取り組みとして、下記のような具体的取り組みを実施しています。

ア. 農業者をはじめとした地域活性化のための融資

- ・生産資材価格高騰に対応した経営支援資金の設定

イ. 担い手の経営発展等に向けた支援

- ・国や地方公共団体との連携した農業施策の活用
- ・技術顧問や営農担当者と連携した営農技術指導や適正な肥料・農薬の使用
- ・新規就農相談窓口の随時対応
- ・経営不振農家に対する支援
- ・顧問弁護士や税理士による法律・経営相談の実施

ウ. 農業者をはじめ地域の情報を活用した地域貢献

- ・地場産野菜を用いた料理教室や親子農業体験教室の開催
- ・行政と連携した食農教育事業の展開
- ・生産者と消費者をつなげる場の設定

《 9. 地域貢献情報 》

(1) 地域貢献に対する考え方

当 J A は、宇都宮市、上三川町、下野市の一部（旧南河内町）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織です。当 J A では、『希望の持てる農業・地域のみなさまの快適なくらしづくりに貢献します』を理念として、運営・経営にあたっております。

当 J A の資金は、その大半が組合員のみなさまなどからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 J A では資金を必要とする組合員のみなさまや地方公共団体などにもご利用いただいております。

また、J A の総合事業を通じて地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

当 J A では、平成 26 年に事業継続計画（B C P）における基本方針（大規模災害への対応方針）を策定し、災害時においても事業継続を行うことに最大限努めております。

(2) 地域からの資金調達の状況

貯金・積金平均残高

組合員等	229, 290 百万円
（うち地方公共団体等	8, 424 百万円）
その他	63, 720 百万円
合 計	293, 010 百万円

(3) 地域への資金供給の状況

①貸出金平均残高

組合員等	74, 184 百万円
その他	11, 397 百万円
（うち地方公共団体等	7, 370 百万円）
合 計	85, 582 百万円

②融資取扱状況（平均残高）

住宅ローン	54, 255 百万円
教育ローン	135 百万円
自動車ローン	1, 537 百万円
営農ローン	139 百万円
農業資金	2, 010 百万円
農業近代化資金	1, 246 百万円
就農支援資金	5 百万円
その他制度資金	0 百万円
その他	26, 252 百万円
合 計	85, 582 百万円

※ 上記「その他」には、資産活用資金、地方公共団体・金融機関等への貸出金

が含まれています。

※ 上記のうち、「農業近代化資金」は、制度融資といい、農業生産の振興や農業後継者の育成などを目的に、国等が一定の制度に基づいて行う金融のことを言います。

(4) 文化的・社会的貢献に関する事項

①文化的・社会的貢献に関する事項

J Aは地域農業の振興を図り、消費者に安全で安心な農畜産物を安定的に供給することを基本使命としています。

このため、農業関連を中心に総合的な事業を展開しております。

組合員以外の一般の方にも各種事業を利用していただくことにより、地域経済・社会の発展に寄与する社会的責任、金融機関の一員として信用の維持・貯金者の保護を確保する公共的使命を果たしています。

J Aは次代を担う児童・生徒たちに対して、学校給食や子ども食堂に地元産の農畜産物を提供する取り組みや、体験学習受け入れを行うとともに、平成24年度より地域住民を対象に「アグリスクール」を開校し食農への理解・生活文化活動を展開しています。

②組合員・利用者との関係性強化

当J Aでは、組合員の交流を図るとともに、地域のみなさまとの結びつきを強化するため、「農業祭」などを開催しています。

③情報提供活動

組合員向けに、毎月広報誌「アグリジャンプ」を発行して、J Aの事業や地域の情報を提供しています。さらに、情報発信を強化するために准組合員向け広報誌「アグリうつのみやJOIN」を発行しています。また、地域住民や一般消費者のみなさまへの情報発信として、コミュニティー紙「アグリうつのみや」を発行しています。さらに、ホームページやインスタグラムを通じて、J A事業や農畜産物の情報を迅速に発信するとともに、みなさまからの情報やご質問・ご意見等はホームページ内のメールフォームでも受け付けています。

ホームページアドレス <https://www.jau.or.jp>

eメール sougoukikakuka@jau.or.jp

インスタグラム https://www.instagram.com/ja_utsunomiya/



④地方創生に関する事項

農業の生産振興や地域の安全・安心の強化など、連携による地方創生推進により、農業者の所得拡大と地域の活性化に取り組んでいます。

【地方創生に関わる包括連携協定の締結状況】

ア. 宇都宮市（平成30年11月締結） イ. 下野市（令和2年11月締結）
ウ. 上三川町（令和2年12月締結）

《 10. リスク管理の状況 》

◇リスク管理態勢

令和7年度は、マイナス金利の終了に伴う国債をはじめとした金利上昇や、食料品・燃料をはじめとした物価の上昇および賃金の上昇など、幅広い分野でインフレがみられた一方で、円安や人手不足、海外景気の減速・停滞による逆風が見られるなど、今後の経済は極めて不確実性が高い環境にあります。

当JAは、このようなリスクを十分認識し、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理態勢の充実・強化に努めます。

このために、諸規程、要領等を整備して、リスク管理の一環として位置付けるとともに、信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等各種リスクに対応した管理方針を整備し、役職員に徹底することにより、リスクの種類に応じた管理を徹底します。

なお、共済事業については、全国共済農業協同組合連合会が定めた「JA共済コンプライアンス・リスク管理方針」に従い、管理運営をします。

(1) 信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金、購買未収金等の元本や利息の回収が困難となり、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、貸出金累積額が5,000万円を超える貸出先に対する貸出等に係る審査は、本所融資審査部署が担当し、貸出資産の健全性の維持・向上に努めます。審査にあたっては、特定の業種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保価値のみにとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、信用リスクの管理を徹底します。なお、大口信用供与については、理事会に付議するとともに、その信用供与先の経営状況等について定期的に理事会に報告します。

また、信用リスクを管理するために、1次査定部署・2次査定部署の役割を明確化し、当JAが保有する資産を対象に適切な資産査定（自己査定）を実施し、信用リスクの程度に応じた適正な償却・引当を行います。

資産査定による財務の健全化を図るとともに、債権特別管理委員会を定期的に開催し、特別な管理を必要とする債権について協議するとともに、債権の保全・管理を図ります。

さらに、市場関連取引にかかる信用リスクについては、取得に際しての格付け基準を設定するとともに、発行体毎に与信状況を管理し、定期的に理事会に報告します。

なお、融資、資金運用部門の担当者については、教育・研修等を実施するなど与信管理能力の向上に取り組めます。

(2) 市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産（預金・貸出金・有価証券など）・負債（貯金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」ならびにこれに関す

るリスクのことです。

当 J A では、余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関として、A L M 委員会を設置・運営し、理事会で定めた運用方針に基づき、資金調達・運用の最適化、市場リスクの管理方針・運用方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を確認・協議します。これらの運用状況やリスク管理の状況等については、定期的に理事会に報告します。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、J A の財務内容の悪化や信用の失墜により、必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 J A では、A L M 委員会及び A L M 小委員会において、J A 全体の資金繰りリスクを統合管理します。

また、こうしたリスクに対応するため、常に資金バランスに留意し、適正な支払準備資産を確保します。

(4) 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、J A が損失を被るリスクのことです。

当 J A では、全ての業務に常に事務リスクが存在することを認識し、規程・要領等の整備や研修・指導の充実に努めます。さらに、不正・不祥事件に対しては、迅速かつ適切な対応をします。

また、事務ミス等の組織的な把握、管理、再発防止策の取り組み徹底等、日常の事務リスクに対応するとともに、監査室により、内部監査の充実・強化を行い、規程等の遵守状況をチェックし、事故の未然防止のための管理態勢を厳しく監査します。さらに、リスク統括部は事務リスクの把握とその対処指導、適切な自主点検を実施し、事務リスクの低減を図ります。

J A の運営に重要な生産部会等組織会計を受託する場合、会計事務を受託する管理者・担当者に対し事務指導を行い、適正な事務処理の徹底と内部監査の強化を図ります。

(5) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止又は誤作動など、システムの不備等やコンピュータが不正に使用されることにより、J A が損失を被るリスクのことです。

当 J A では、系統グループである中央会・農林中金・全農・全共連等と連携の上、コンピュータ・システムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めます。

また、コンピュータの不正利用防止についても日常のチェックシステムや各種監査によるチェック態勢を整備して事故防止に努めます。

さらに、顧客情報の保護等セキュリティ管理や防犯・防災等に細心の注意を払

い、適切な運用、必要に応じ内部情報システムの構築を行い、システムの安全性・信頼性の維持を図ります。

(6) 法務リスク

法務リスクとは、経営、取引等に係る法令・定款、規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで、当 J A の信用の失墜を招き、当 J A が損失を被るリスクです。

J A 事業は信用・共済・購買・販売・生活・指導等の幅広い活動を通じて、地域社会の発展と組合員のより豊かな生活設計へのお手伝いをさせていただき、社会的使命と責任を担っています。これらの責任に加えて、J A の一挙手一投足が地域経済全体に大きな影響を及ぼすことになります。

従って、J A は、経営理念・基本理念、コンプライアンス・マニュアル等に則り、リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の構築を図ります。

(7) 評判リスク

評判リスクとは、資産の健全性や収益力、自己資本、規模、成長性、利便性など J A の評判を形成する内容が劣化し、J A への安心度、親密度が損なわれることにより、J A の評判が低下するリスクのことです。

J A に対する評判を適切に把握し、積極的に J A の経営内容を情報開示することにより、組合員・利用者から信頼される経営を目指します。

さらに、経営の健全性を判断するため、決算期に自己資本比率を算出し、情報を開示します。

また、組合員等利用者からの苦情申出には、迅速かつ誠実に対応するとともに、J A 全体で共有しその後の事業展開に活用します。

(8) その他リスク

その他のリスクとは、上記リスク以外の法令等の制定・改廃、新商品の発売、新規業務の開始等に伴い被る様々なリスクのことです。

「J A うつのみや安全・安心な農畜産物供給推進対策本部」を設置し、J A うつのみや産農畜産物における安全性の確保と消費者等からの信頼性の確保を図ります。

また、当 J A では、各々のリスク管理部署が経営方針に則り、適切にリスクを把握・管理することにより、的確なリスク管理態勢の構築を進めます。

◇法令遵守態勢

金融機関の業務内容、直面するリスクの多様化、複雑化という情勢を踏まえ、徹底した自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことにより、金融機関としての社会的責任を果たしていくことがより一層求められていると認識しております。

そのため、当 J A の役職員の行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員一人一人がその趣旨を踏まえて日常の業務運営に取り組んでおります。

また、J A グループ内におけるコンプライアンス態勢の一環として、J A 栃木へ

ルプライン（J Aグループ内部通報制度）を構築しております。さらに、全国J Aヘルプラインも構築されております。J Aの役職員等からの通報により、早期に問題点を発見し、不祥事の未然防止並びに内部けん制機能の強化に努めております。

◇マネー・ローンダリング等の防止及び反社会的勢力等の排除に向けた取り組み

昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。

当J Aは、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を設定し、組合員加入をはじめ各種取引からの排除に取り組んでおります。

◇プライバシーポリシー

当J Aは、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、組合員等利用者のみなさまの個人情報の適正な取扱いを推進していくことが、公共性を有するJ Aとしての重大な社会的責務と考えております。

当J Aは、このような責務を十分果たしていくとともに、安全・安心なサービスを提供し、みなさまに信頼されるJ Aであり続けるため、以下の個人情報保護方針に従い、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

◇個人情報保護方針

当J Aは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただ

し、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得します。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項）及び匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲内においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り

組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営態勢・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（受付電話番号028—625—3381〈祝祭日を除く月～金 8時30分～17時〉）。その他各支所でも受付を行っております。

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

①の窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）（受付電話番号03—6837—1359）にお申し出ください。
必要により東京三弁護士会の仲裁センターと協議をいたします。

・共済事業

①の窓口又は下記にお問い合わせください。

JA共済相談受付センター（受付電話番号0120—536—093）

（一社）日本共済協会共済相談所（受付電話番号03—5368—5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

◇内部監査体制

内部監査部門については事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務の運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、J Aの事業所すべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要は定期的に理事会に報告しています。

◇貸出運営の考え方

貸出の運営については、定款及び信用事業規程を遵守し、健全な運営を図ります。特に、専任担当者の配置により、融資審査・管理・回収・債権保全に万全を期し、より一層の信用確立に努めます。

《 1 1 . 自己資本の状況 》

◇自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 8 年 2 月末における自己資本比率は、国内業務のみを営む金融機関の基準である 4 % を大きく上回る 18.29%（前年度 18.69%）となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資 4,480 百万円（前年度 4,542 百万円）によっています。なお、全額コア資本に係る基礎項目に算入しています。

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスク（業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク）の管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより計画的に自己資本の充実に努めています。

《 1 2 . 主な事業の内容 》

（ 1 ） 主な事業の内容

J Aは、さまざまな事業部門をもった総合的な事業体です。事業の利用は組合員ばかりでなく、広く組合員以外のみなさまにもご利用いただくことができます。

また、当 J Aでは、1 1 3 人のファイナンシャルプランナー（F P）を配置し、組合員・利用者のライフスタイルやニーズ（貯蓄計画、税金対策、相続問題等）に応じた総合的な生活設計計画（ライフプラン）を提案しております。

次に主な事業内容についてご案内いたします。

◇信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を指します。この信用事業は、J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、実質的にひとつの金融機関として機能する J Aバンクシステムとして大きな力を発揮しています。

あわせて、みなさまからお預かりした大切な貯金を守るため、法律に基づく公的な制度である貯金保険制度に加え、全国の J Aが互いに協力しあって安心を支える破綻未然防止システムの二重の仕組み（J Aバンク・セーフティーネット）を築いています。

また、信用事業債権に占める不良債権の割合は、全国銀行の 1 . 0 %（令和 7 年 9 月期、金融庁公表）を下回る 0 . 0 3 %となっています。このように、J Aはみなさまの信頼に応えることを常に考え、堅実で健全な経営を心がけています。

①貯金業務

組合員はもちろん、地域にお住まいの方をはじめ幅広い利用者の方のみなさまからの貯金をお預かりしております。普通貯金、定期貯金などの各種商品を、目的や期間、金額にあわせてご利用いただいております。

《 主な商品のラインアップ 》

普通貯金	お預け入れ・お引き出しが自由にできる貯金です。公共料金等の自動引落としや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受取りなどの機能がご利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。ただし、ATMによる一日当たりの払出限度額は原則として50万円となっております。また、ペイオフでも全額保護される決済用貯金も取り扱っております。
総合口座	「貯める、使う、借りる」をひとつにした万能口座です。普通貯金と、定期貯金とが1冊の通帳でご利用できます。必要な時にはお預かりしている定期貯金残高の90%以内、最高300万円までを自動的にご融資させていただきますことも可能です。

通知貯金	まとまったお金の短期間運用に最適な貯金です。据置期間（7日間）経過後はお引き出しが可能となりますが、その場合には、2日以上前にお知らせください。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れ自由で、短期のお預け入れに最適です。金利は、お預入残高に応じて、段階的に有利になります。（金利情勢により、金利が同じになる場合があります。）
スーパー定期貯金	いくらからでもお預け可能な、身近な定期貯金です。お預け入れ時の金利が満期日まで変わらない確定利回りです。期間は1か月～5年以内で、3年以上のものは半年複利で計算される商品をお選びいただけます。
大口定期貯金	最低預入金額が1千万円以上の貯金です。市場金利を反映した有利な利率で運用し、多額の資金をさらに大きく増やす貯金です。1か月～5年以内の期間でプランにあわせてお預け入れできます。
積立定期貯金	将来に備えてまとまった資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。口座開設時に積立期間や満期日を定めなくて積立を行い、必要な時期に必要な金額の解約を行うことができる「エンドレス型」と、満期日を設定し、口座開設時から積立期限日までの間で積立を行い、その満期日以後に一括して支払う「満期型」があります。
定期積金	将来の生活設計のため、ご結婚の準備、事業の拡張など長期計画に備えて資金を蓄えるのに最適です。1回の掛金が千円以上、期間は6か月～7年以下となっていますので、プランに沿って無理なく目標達成ができます。

②融資業務

組合員や地域住民のみなさまへ住宅ローンやマイカーローンなど、各種ローン商品を提供しているほか、農業者・事業者のみなさまへアグリマイティー資金等のご融資を行っております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

さらに、(株)日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取次ぎもしております。

《主な商品のラインアップ》

マイカーローン	新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関する様々な用途にご利用いただけます。
カードローン	あらかじめ決められたお借入れ枠の範囲内なら、いつでも何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い味方です。
住宅ローン	マイホームの新築・増改築、新築・中古住宅の購入、土地購入など幅広くご利用いただけます。他金融機関等すでにご利用の住宅ローンの借り換え資金としてもご利用いただけます。
教育ローン	お子様の入学金や授業料はもちろん、アパート代や下宿代等の住居費など、教育に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチン・造園・物置工事等、あらゆるリフォーム関連設備にご利用いただけます。

③為替業務

全国 J A ・ 信連 ・ 農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込 ・ 送金や手形 ・ 小切手等の取立が安全 ・ 確実 ・ 迅速にできる内国為替のお取扱いをしています。

④国債窓口販売

国債の窓口販売の取扱いをしています。個人向け国債、固定利付国債（新窓販国債）は毎月発行されます。

⑤投信窓口販売

各種投資信託の募集 ・ 販売等を取り扱っております。なお、元本及び分配金の保証はありません。また、所定の手数料がかかります。

⑥サービス・その他

当 J A では、次のようなサービスを提供しております。

- ・ オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまの給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービス、デビットカードサービスなどのお取り扱い
- ・ パソコンや携帯電話からインターネットを利用し、ほぼ年中無休 ・ 24 時間いつでも残高照会や振込 ・ 振替等ができる「J A ネットバンク」サービス。
- ・ 来店不要で、いつでもどこでもスマホ 1 つで簡単。手軽に管理ができる「J A バンクアプリ」といつでも手続きができる「J A バンクアプリプラス」の 2 つのアプリ。
- ・ 全国の J A での貯金の出し入れや銀行、郵便局、信用金庫、さらにはセブン銀行 ・ ローソン銀行 ・ イーネットの A T M などでも現金引き出しのできるキャッシュサービス
- ・ J A 窓口に出向くことなく自宅や、外出先からネットバンク経由で、国 ・ 地方公共団体等への税金、公共料金等の各種料金の支払いができるマルチペイメントネットワークサービス
- ・ 組合員 ・ 利用者みなさまに安心、便利で多彩なサービスの一環としてご提供している J A カード（クレジットカード）、I C キャッシュカード機能とクレジット機能が一枚となった便利な一体型カードのお取扱い

その他、近時、社会問題となっております金融詐欺犯罪対策として、本人確認の徹底、ホームページ等での注意喚起など、各種対策を講じております。

⑦ご利用者対応

「一般社団法人 J A バンク ・ J F マリンバンク相談所」を設置し、J A の信用事業に関する苦情等の受付をしています。

利用者からの苦情等の申し出があった場合は、これを誠実に受け止め、円滑な解決が図られるよう取り組んでおります。

（受付電話番号 03-6837-1359）

また、通帳やカードの盗難 ・ 紛失等があったときの事故防止のため、24 時間体制の監視センターを設置し、利用者が安心して J A の信用サービスを受けられるよう努めております（受付電話番号 0120-082-065）。

⑧手数料一覧（令和8年4月1日現在）

標記の手数料には、消費税（10%）が含まれています。

◇為替手数料

種 目		細 目		当 JA 本支所宛	他金融機関(他 JA)宛
振込(電信扱い・文書扱い)				660円	1, 100円
定時自動送金				55円	220円
その他	代金取立料他行宛(小切手)			1, 100円	
	送金・振込の組戻料			1, 100円	
	振込内容訂正料			880円	
	不渡手形返却料			1, 100円	
	取立手形組戻料			1, 100円	
	取立手形店頭呈示料			1, 100円	
※但し、1,101 円を超える取立経費を要する場合はその実費を申し受けます。					

※振込で、50枚を超える硬貨の場合は、店頭硬貨整理手数料が別途かかります。

※募金・義援金は除く。

◇ATM手数料（当JAのキャッシュカードで提携金融機関のATMを使用した場合の手数料）

		稼働時間	JAバンク (当JA含む)	JFマリン バンク	三菱 UFJ 銀行	ゆうちょ 銀行	他金融 機関
入金	平日	8:45～19:00	無料	無料			
	休日	9:00～17:00 (土・日曜・祝日)	無料	無料			
出金	平日	8:45～18:00	無料	無料	無料	110円	110円
		18:00～19:00	無料	無料	110円	110円	220円
	土曜	9:00～14:00	無料	無料	110円	110円	110円
		14:00～17:00	無料	無料	110円	110円	220円
	日曜・祝日	9:00～17:00	無料	無料	110円	110円	220円

※1 稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合があります。詳しくは、ご利用ATMの掲示等で確認してください。

提携ATMは、12月31日、1月2日・3日の取引について。日曜日・祝日と同様の扱いとなります。

※2 土曜日が祝日と重なる場合は、日曜・祝日のご利用手数料となります。

◇ATM振込手数料

ご利用カード	県内JAのカード		他金融機関のカード	
振込先	当JA本支所宛	他金融機関宛	当JA本支所宛	他金融機関宛
	無料	330円	220円	440円

※他金融機関のカード利用の場合は、別途ATMの利用手数料がかかります。

◇ J A ネットバンク手数料

	当 JA 内	県内 JA	他金融機関(県外 JA)
振込	無料	165円	165円

◇法人 J A ネットバンク手数料

サービス内容				金額
基本サービス(照会・振込サービス)				1,100円
基本サービス+伝送サービス(データ伝送・ファイル伝送)				3,300円
	同一支所内 の振込	当 JA 本支所・ 県内 JA への振込	県外 JA 及び農林 中央金庫への振込	他金融機関 への振込
振替	無料			
振込	無料	110円	220円	220円
総合振込	無料	110円	220円	220円
給与・賞与振込	無料	無料	無料	220円

◇両替手数料

両替枚数	1～50枚	51～100枚	101～500枚	501～1000枚	1001枚以上
手数料	無料	660円	990円	1,320円	500枚毎660円加算

※金種指定出金についても両替手数料を適用します。
 ※枚数には紙幣を含みます。ただし、一万円札は枚数に含みません。
 ※枚数の算出基準は、ご持参した枚数とお持ち帰りの枚数のいずれか多いほうです。
 ※1日に複数回に分けて取引する場合は、枚数を合算して手数料をいただきます。

上記以外に

訪問による両替(1件)	1,100円
-------------	--------

※ご利用は、1日1回までとさせていただきます。

◇店頭硬貨整理手数料

硬貨整理枚数	1～50枚	51～100枚	101～500枚	501～1000枚	1001枚以上
手数料	無料	660円	990円	1,320円	500枚毎660円加算

※1日に複数回に分けて入金する場合は、硬貨枚数を合算して手数料をいただきます。
 ※硬貨の枚数を計測した時点で手数料が確定しますので、入金を取りやめる場合も手数料をいただきます。

上記以外に

訪問によるご依頼(1件)	1,100円
--------------	--------

※ご利用は、1日1回までとさせていただきます。

◇その他手数料（貯金業務）

細 目	金 額	備 考
ICキャッシュカード再発行(1枚)	1, 100円	JAカード一体型を含む エンボス変更は免除 個人に限る 定期貯金通帳および既存口座の通帳繰越は除く 定例発行(センター作成)、都度発行(端末作成) 窓口作成(手書き作成) 会計監査人制定用紙 1口座(端末機検索) 1枚 委託契約に基づく 1件
通帳・証書再発行(1通・1枚)	1, 100円	
通帳発行手数料(1通)	1, 100円	
残高証明書発行(1通)	330円	
残高証明書発行(1通)	1, 100円	
残高証明書発行(1通)	3, 300円	
スイングサービス手数料(1回)	110円	
取引履歴照合表等発行	1, 100円	
	22円	
当JA内貯金口座振替	55円	
入出金コメント手数料	110円	
媒体持込手数料	11, 000円	紙媒体1件
	5, 500円	DVD・USB1件 電算センター持込は除く

※①18歳未満②70歳以上③新規就農者④年金新規受給者(予約・指定替え含む)は通帳発行手数料を免除することができます。

◇貸出事務手数料

科 目	項 目	1件あたり	支払時期
証書貸付金	農業関連資金	無料	借入時
	住宅ローン(有担保)・住宅資金	55, 000円	借入時
	住宅ローン(無担保)・リフォームローン	5, 500円	借入時
	資産活用資金・事業資金	55, 000円	借入時
	生活関連資金(マイカーローン・教育ローン・フリーローン等)	5, 500円	借入時
	上記以外の不動産担保貸出	55, 000円	借入時
	上記以外の資金	無料	借入時
手形貸付金	住宅資金つなぎローン	無料	借入時
	上記以外の資金(書替含む)	1, 100円	借入時
当座貸越	すべての資金	無料	借入時

◇条件変更手数料

科 目	項 目	1回あたり	支払時期
証書貸付金	すべての資金	11, 000円	条件変更時
手形貸付金・当座貸越	すべての資金	無料	条件変更時

◇全額繰上返済手数料

科 目	項 目	要 件		1件あたり	支払時期
証書貸付金	住宅ローン 住宅資金	固定金利適用中		33,000円	繰上返済時
		上記以外		11,000円	繰上返済時
	資産活用資金 事業資金	固定金利 適用中	返済金額 5千万円未満	110,000円	繰上返済時
			返済金額 5千万円以上1億円未満	220,000円	繰上返済時
			返済金額 1億円以上	330,000円	繰上返済時
		上記以外		33,000円	繰上返済時
	上記以外の資金		無料	繰上返済時	
手形貸付金	すべての資金		無料	繰上返済時	

◇その他手数料（貸出業務）

項 目	要件	手数料	支払時期
住宅取得資金に係る借入金の 年末残高証明書	1通につき	無料	発行時
確定申告用利息証明書	1通につき	無料	発行時
融資証明書発行	1通につき	11,000円	発行時
完済証明書発行	1通につき	11,000円	発行時
返済計画表再発行	1件につき	1,100円	発行時
各種同意書発行	1通につき	11,000円	発行時
ローンカード再発行	1枚につき	1,100円	発行時

◇共済事業

共済とは、生活を取り巻くさまざまなリスク（ケガ・病気、火災・自然災害、交通事故など）に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故などが生じた場合に「共済金」として支払う事によって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助（助け合い）の保障制度です。

J A共済は、J AとJ A共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者のみなさまに「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」を提供しています。

経営の健全性と事業の安定性を測る指標として支払余力（ソルベンシー・マージン）比率がありますが、J A共済連の令和7年上半期は、1,046.0%（前年度末1,014.3%）で、経営の健全な水準とされる200%を大きく超えており、十分な支払余力を確保しております。

J A共済は組合員・利用者のみなさまの多様化するニーズに応えるため、ライフ

アドバイザー（L A）が組合員・利用者のみなさまのお宅へ訪問や電話により、コミュニケーションの強化を図り、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくため、3 Q活動を展開しています。また、スマイルサポーターが支所での窓口対応や電話応対を通じて、組合員・利用者のみなさまへ様々な情報提供、提案を行っています。

その他にも、地域との絆を強化し、組合員・地域住民の皆さまが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる豊かな環境づくりに貢献する「地域貢献活動」の一環として、病気や事故等の未然防止を目的として、健康管理・増進活動や交通事故対策活動（交通安全教室等）を実施するほか、万一の際の事後支援として、災害救援活動や交通事故被害者の社会復帰支援活動などを実施しています。また、書道やポスターコンクール等の文化支援活動やJ Aくらしの活動、地域農業振興に関する支援活動を行っております。

さらに、組合員・利用者・地域住民の皆さまとの関係性強化に向けて、「つなぐ action！プロジェクト」を実施しています。

《主な保障のラインアップ》（令和8年4月1日加入の場合の仕組み内容を記載）

①長期共済

共済期間が長く（5年以上）、事故があったとき、又は満期のときに共済金が支払われます。主なものは次のとおりです。

終身共済	一生涯にわたる万一の保障が確保できます。ニーズにあわせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計できます。
引受緩和型 終身共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、一生涯にわたる万一の保障が確保できます。
一時払終身共済	満期共済金や退職金等の一時資金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができる一生涯にわたる万一の保障で、生前贈与に活用できるプランもあります。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズに応えることもできます。
一時払 養老生命共済	貯蓄性がある仕組みで、計画的な資金作りができます。 万一のときは、すぐに共済金を受け取ることが可能です。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一のときや、第1級後遺障害状態・重度要介護状態を一定期間保障する、掛捨てタイプの保障です。
定期生命共済 (逡減期間設定型)	ライフステージに合わせて万が一の保障金額を逡減させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時資金を受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
引受緩和型 医療共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、病気やケガによる入院・手術を手厚く保障します。

がん共済	上皮内がんを含むさまざまながんや脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病による、継続的・慢性的な治療や療養に備えることができる保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの、収入の減少や支出の増加に備えることができる保障です。
認知症共済	認知症はもちろん軽度認知障害（MCI）まで幅広く一生涯にわたって備えられる保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して、一生涯にわたって介護に備えることができる保障です。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害による損害も、しっかり保障します。また、保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

②短期共済

共済期間が短く（５年未満）、事故があったときに共済金が支払われます。主なものは次の種類のとおりです。

なお、自動車共済・自賠責共済は、自動車販売会社や修理工場などの共済代理店において、ＪＡの営業日・営業時間以外であっても共済契約の締結ができます。

自動車共済 (クルマスター)	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障するとともに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。
自賠責共済	自動車、バイク（原付含む）、電動キックボード（特定小型原動機付自転車）には法律で加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
火災共済	建物や建物内に収容されている動産が火災や落雷、破裂、爆発などによって損害を受けたときに保障します。
傷害共済	日常生活での不慮の事故による死亡・負傷に応じて定額の共済金が支払われる共済です。
賠償責任共済	日本国内で発生した日常生活などに起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。

農業者賠償責任 共済	農地や農業施設の所有・使用・管理や生産物に関連する事故・農作業に起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。
---------------	---

③共栄火災保険商品

共栄火災保険商品の取扱いをしています。代表的な商品は次のとおりです。

J A安心倶楽部	J A組合員のケガ（地震等によるケガを含む。）による死亡や後遺障害、入院・通院、自転車事故等の日常生活における他人への賠償責任（示談代行サービス付）及び携行品の損害など、日常生活のリスクを総合的に補償します。
J A自転車倶楽部	自転車事故をはじめとした日常生活における賠償責任（示談代行サービス付）と交通事故等によるケガを補償する、J A組合員向けの商品です。
個人用火災総合保険 （Happy Home 2） （安心あっとホーム） （すまいるリビング）	火災事故から風災・水災等の自然災害に至るまで幅広い補償をニーズに応じて提供する掛捨て型の火災保険商品。「Happy Home2」は住宅ローン利用者向けの商品、「安心あっとホーム」は住宅ローン利用者向け以外の商品、「すまいるリビング」は賃貸住居入居者向けの商品です。
農業応援隊	農業生産、加工、販売、飲食業に関するリスク対策として、賠償責任リスク、加工品回収リスク、労務管理リスク、休業リスクなどを包括的に補償します。
J A共済 労働災害保障制度	農業法人等の事業者を取り巻く労働災害リスク対策として、業務災害が発生した場合の「従業員等への補償」及び「事業者の使用者責任」を包括的に補償します。
海外旅行保険	海外旅行における傷害を幅広く補償する保険です。
ゴルファー保険	ゴルフのプレイ中、練習中などの本人のケガ、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の賠償責任を負った場合、用具の盗難・損害、ホールインワン、又はアルバトロス達成時の補償がワンセットになった保険です。

◇営農指導事業

営農指導は、J Aの信用・共済・購買・販売などの事業の要であり、組合員の営農活動を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。J Aの営農指導は、単に技術指導を行うだけでなく、農畜産物を安定的に供給していくためのマーケティング対策や組合員の農業経営全般について支援するとともに、大規模な農業経営体のみならず多様な農業者や集落営農組織、新規就農者などの担い手の育成・確保を通じて、持続可能な地域農業を目指します。すなわち、生産から販売までJ Aの総合力を活かした支援によって、農業者の所得増大を協同の力で実現していこうとするものです。

＜食の安心への取り組み＞

安全・安心で信頼される農畜産物を消費者に提供し、「食」に対する信頼性を確保するため、J Aグループは生産履歴記帳運動を展開し、J Aが取り扱う全ての農作物を対象に生産履歴の記録と点検を実施しています。また、環境に配慮した農業の推進のため、使用済み農業生産資材の回収などにも取り組んでおります。加えて、生産部会とともにG A P（農業生産工程管理）の精度向上に向けた取り組みを強化しています。

◇販売事業

販売事業は、組合員が生産した農産物などを共同で販売することで、より高い収入を得られるようにしていこうというものです。

消費者のみなさまのニーズに応じた「安全・安心な農畜産物」を安定的に提供できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地産地消運動を推進し、地元で生産された農畜産物を地域のみなさまに提供するため、直売所の運営などの事業についても積極的に取り組んでいます。

さらに、関係機関やJ A全農とちぎと連携し、にっこり梨等の輸出による新たな需要の開拓やJ AブランドのP R強化により販路拡大に努めています。

このように、農畜産物の供給を通じて消費者との連携をすすめて、農業の持続的発展を目指します。

○直売所所在地

- ・ J Aグリーンインターパーク (宇都宮市砂田町526)
- ・ J Aグリーンかみかわち (宇都宮市下小倉町1218)
- ・ えきの市場内 J A農産物直売所
(宇都宮市川向町1-23 J R宇都宮駅ビル パセオ1階)
- ・ 上三川いきいきプラザ農産物直売所 (上三川町大字上蒲生127-9)

◇購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員や地域のみなさまに供給する事業です。この事業は、計画的に大量購入することによって、できるだけ安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員や地域のみなさまに安全・安心・良質な品物を供給するものです。取扱い品目は、多種にわたり、特に生活関連では日用品等の生活物資から、葬祭業務なども取り扱っています。

○葬祭事業

ご家族に突然のご不幸があった場合に、自宅葬、ホール葬のいずれのニーズにもお応えできるよう24時間体制で受付しております。

- ・ アトラス宇都宮ホール 028-660-5555
- ・ アトラスファミリーホール鶴田 028-633-9200
0800-888-4455
- ・ アトラスかみのかわホール 0285-55-1555

◇ＪＡくらしの活動

組合員及び地域住民との関係性を深め、ＪＡの事業・組織基盤を強化するとともに、将来にわたって安心して暮らせる豊かな地域社会の実現を目的に、平成２４年度よりアグリスクールに継続して取り組んでいます。

アグリスクールでは、年間を通して定植から収穫・加工までの各過程を体験することを基本とし、田植え・稲刈り体験や梨摘果・収穫体験、ＪＡうつのみや産農畜産物を使用した料理教室など、各種農業体験や施設見学を開催しました。５コース計１２回に２５組７９名が参加しました。

◇資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地の有効活用やその管理を安心して行えるよう、また、農と住の調和したまちづくりをめざす事業を展開していくものです。

このため、転用相当農地等の売渡しや貸付けなどのほか、組合員が所有するアパートの管理や仲介業務も行っています。

また、組合員に対しその資産の有効活用を支援するため、意向に沿った提案を行うとともに、法律・税務相談会も開催しています。

◇利用事業

組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（カントリーエレベーター、選果場等）を設置して、ご利用いただいております。

◇受託農業経営事業

子会社である株式会社ＪＡアグリうつのみやにおいて、農作業の受委託等を行い、地域農業の持続的発展を目指しています。

◇「国消国産」ＪＡグループ統一運動

「国消国産」ＪＡグループ統一運動を通じて、農業に関する国民理解の醸成をはかるとともに、地産地消および国産農畜産物の消費拡大を図っています。

（２）系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

J Aバンクは、全国のJ A・信連・農林中央金庫（J Aバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者みなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、J Aバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として機能する「J Aバンクシステム」を運営しています。

当J Aの貯金は、J Aバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティーネットで守られています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J Aバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「J Aバンク基本方針」を定め、J Aの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJ Aバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、J Aバンク全体で個々のJ Aの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	6 年度 令和7年2月 28日現在	7 年度 令和8年2月 28日現在	科 目	6 年度 令和7年2月 28日現在	7 年度 令和8年2月 28日現在
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	292, 770, 371	290, 124, 951	1. 信用事業負債	294, 115, 386	293, 863, 483
(1) 現金	1, 465, 827	1, 415, 823	(1) 貯金	291, 638, 022	292, 107, 731
(2) 預金	187, 328, 562	180, 081, 703	(2) 借入金	8, 487	3, 611
系統預金	187, 033, 778	179, 582, 269	(3) その他の信用事業負債	2, 468, 876	1, 752, 140
系統外預金	294, 784	499, 433	未払費用	73, 009	263, 657
(3) 有価証券	23, 026, 840	19, 466, 580	その他の負債	2, 395, 867	1, 488, 483
国債	16, 366, 470	12, 989, 985	2. 共済事業負債	1, 188, 632	961, 822
地方債	680, 160	432, 054	(1) 共済資金	783, 034	555, 779
社債	5, 980, 210	6, 044, 540	(2) 未経過共済付加収入	405, 375	405, 781
(4) 貸出金	79, 491, 938	87, 439, 806	(3) その他の共済事業負債	222	261
(5) その他の信用事業資産	1, 464, 150	1, 727, 659	3. 経済事業負債	1, 382, 442	1, 404, 280
未収収益	1, 337, 090	1, 655, 281	(1) 経済事業未払金	1, 263, 496	1, 264, 195
その他の資産	127, 059	72, 378	(2) 経済受託債務	90, 384	107, 246
(6) 貸倒引当金	△ 6, 947	△ 6, 621	(3) その他の経済事業負債	28, 561	32, 838
2. 共済事業資産	3, 639	10, 820	4. 雑負債	421, 307	463, 090
3. 経済事業資産	1, 958, 429	2, 217, 970	(1) 未払法人税等	79, 700	43, 598
(1) 経済事業未収金	1, 253, 317	1, 365, 204	(2) 資産除去債務	6, 780	4, 300
(2) 経済受託債権	279, 838	360, 694	(3) その他の負債	334, 826	415, 191
(3) 棚卸資産	365, 127	439, 256	5. 諸引当金	2, 193, 610	2, 206, 642
購買品	333, 887	344, 098	(1) 賞与引当金	212, 247	217, 120
宅地	0	60, 386	(2) 退職給付引当金	1, 981, 363	1, 989, 521
その他の棚卸資産	31, 240	34, 772	負債の部合計	299, 301, 379	298, 899, 319
(4) その他の経済事業資産	68, 008	60, 334	(純 資 産 の 部)		
(5) 貸倒引当金	△ 7, 862	△ 7, 519	1. 組合員資本	25, 270, 037	25, 276, 274
4. 雑資産	622, 740	831, 445	(1) 出資金	4, 542, 527	4, 480, 371
5. 固定資産	5, 431, 658	6, 268, 172	(2) 資本準備金	5, 038	5, 038
(1) 有形固定資産	5, 313, 890	6, 153, 469	(3) 利益剰余金	20, 772, 928	20, 922, 612
建物	8, 652, 849	9, 050, 680	利益準備金	5, 750, 000	5, 790, 000
機械装置	3, 759, 485	4, 134, 991	その他利益剰余金	15, 022, 928	15, 132, 612
土地	2, 892, 758	2, 873, 909	特別積立金	2, 310, 000	2, 310, 000
建設仮勘定	69, 310	186, 461	信用事業基盤整備強化積立金	5, 900, 000	5, 910, 000
その他の有形固定資産	2, 144, 014	2, 210, 929	肥料価格安定準備金	12, 055	12, 055
減価償却累計額	△ 12, 204, 528	△ 12, 303, 502	教育基金	840, 000	840, 000
(2) 無形固定資産	117, 768	114, 702	施設整備積立金	2, 184, 000	2, 214, 000
6. 外部出資	22, 117, 722	22, 117, 722	宅地等供給事業運営積立金	805, 601	805, 601
(1) 外部出資	22, 117, 722	22, 117, 722	経営安定化積立金	1, 540, 000	1, 570, 000
系統出資	21, 568, 300	21, 568, 300	営農振興・担い手育成積立金	300, 000	300, 000
系統外出資	459, 522	459, 522	税効果調整積立金	654, 904	655, 877
子会社出資	89, 900	89, 900	当期末処分剰余金	476, 367	515, 079
7. 繰延税金資産	655, 877	670, 052	(うち当期末剰余金)	(153, 891)	(194, 304)
			(4) 処分未済持分	△ 50, 457	△ 131, 748
			2. 評価・換算差額等	△ 1, 010, 976	△ 1, 934, 458
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 1, 010, 976	△ 1, 934, 458
			純資産の部合計	24, 259, 060	23, 341, 815
資産の部合計	323, 560, 439	322, 241, 135	負債及び純資産の部合計	323, 560, 439	322, 241, 135

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	6 年度 令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで			7 年度 令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで		
1. 事業総利益			4,725,395			4,705,226
事業収益		10,206,837			10,920,711	
事業費用		5,481,442			6,215,485	
(1) 信用事業収益		2,358,120			2,922,229	
資金運用収益	2,156,239			2,763,511		
うち預金利息	1,185,611			1,580,388		
うち有価証券利息配当金	255,025			250,319		
うち貸出金利息	715,601			932,802		
うちその他受入利息	0			0		
役務取引等収益	101,725			106,467		
その他事業直接収益	77,410			33,692		
その他経常収益	22,745			18,558		
(2) 信用事業費用		331,859			859,658	
資金調達費用	187,153			627,122		
うち貯金利息	169,591			609,784		
うち給付補填備金繰入	4,678			4,429		
うちその他支払利息	12,882			12,907		
役務取引等費用	26,284			25,573		
その他経常費用	118,422			206,963		
うち貸倒引当金戻入益	△ 76,214			△ 325		
うちその他費用	194,637			207,289		
信用事業総利益			2,026,260			2,062,570
(3) 共済事業収益		1,070,476			1,113,698	
共済付加収入	1,009,180			1,038,086		
その他の収益	61,295			75,611		
(4) 共済事業費用		41,163			50,669	
共済推進費	7,544			14,864		
その他の費用	33,618			35,804		
共済事業総利益			1,029,313			1,063,029
(5) 購買事業収益		4,272,686			4,451,820	
購買品供給高	4,093,799			4,281,671		
購買手数料	86,319			85,462		
その他の収益	92,567			84,686		
(6) 購買事業費用		3,737,989			3,919,953	
購買品供給原価	3,612,780			3,775,079		
購買品供給費	80,462			85,292		
その他の費用	44,747			59,581		
うち貸倒引当金戻入益	△ 1,740			△ 213		
うち購買貸倒損失	49					
うちその他費用	46,438			59,794		
購買事業総利益			534,696			531,867
(7) 販売事業収益		1,172,972			1,141,578	
販売品販売高	360,860			376,296		
販売手数料	597,416			579,401		
その他の収益	214,695			185,880		
(8) 販売事業費用		456,852			466,426	
販売品販売原価	281,369			298,096		
販売費	34,791			25,210		
その他の費用	140,691			143,118		
うち貸倒引当金戻入益	△ 568			△ 132		
うちその他費用	141,260			143,251		
販売事業総利益			716,120			675,152

科 目		6 年度 令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで		7 年度 令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで	
	(9) 保管事業収益		134,501		117,978
	(10) 保管事業費用		31,950		32,559
	保管事業総利益		102,551		85,418
	(11) 利用事業収益		1,056,835		1,035,875
	共同乾燥施設収益	497,389		480,896	
	その他利用収益	559,446		554,979	
	(12) 利用事業費用		697,871		710,192
	共同乾燥施設費用	254,162		267,845	
	その他利用費用	443,709		442,346	
	利用事業総利益		358,964		325,683
	(13) 宅地等供給事業収益		200,844		190,636
	(14) 宅地等供給事業費用		135,748		117,392
	宅地等供給事業総利益		65,096		73,244
	(15) 指導事業収入		23,661		20,161
	(16) 指導事業支出		131,268		131,901
	指導事業収支差額		△ 107,607		△ 111,739
2.	事業管理費		4,539,262		4,579,054
	(1) 人件費		3,286,518		3,320,636
	(2) 業務費		370,035		378,216
	(3) 諸税負担金		171,624		174,307
	(4) 施設費		659,621		648,424
	(5) その他事業管理費		51,462		57,469
	事業利益		186,132		126,172
3.	事業外収益		155,399		148,215
	(1) 受取雑利息		1,477		1,124
	(2) 受取出資配当金		65,616		64,344
	(3) 賃貸料		40,700		39,433
	(4) 償却債権取立益		3,874		118
	(5) 太陽光売電収入		25,631		22,159
	(6) 雑収入		18,100		21,034
4.	事業外費用		32,580		35,000
	(1) 寄付金		2,392		2,191
	(2) 太陽光発電設備費用		12,718		13,008
	(3) 雑損失		17,469		19,800
	経常利益		308,952		239,386
5.	特別利益		54,881		714,028
	(1) 固定資産処分益		54,849		4,227
	(2) 一般補助金				693,849
	(2) その他の特別利益		32		15,951
6.	特別損失		117,452		716,549
	(1) 固定資産処分損		1,597		15,106
	(2) 固定資産圧縮損		37,373		693,849
	(3) 減損損失		78,481		7,593
	税引前当期利益		246,381		236,865
	(1) 法人税・住民税及び事業税		93,463		56,737
	(2) 法人税等調整額		△ 972		△ 14,175
7.	法人税等合計		92,490		42,561
	当期剰余金		153,891		194,304
	当期首繰越剰余金		322,476		320,775
	当期末処分剰余金		476,367		515,079

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	6年度 令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで	7年度 令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	246,381	236,865
減価償却費	284,367	283,545
減損損失	78,481	7,593
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 78,995	△ 668
賞与引当金の増減額（△は減少）	4,592	4,873
退職給付引当金の増減額（△は減少）	16,308	8,158
その他引当金等の増減額（△は減少）	0	0
信用事業資金運用収益	△ 2,192,904	△ 2,779,786
信用事業資金調達費用	187,153	627,122
共済貸付金利息	0	0
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 67,093	△ 65,468
支払雑利息	0	0
為替差損益	0	0
有価証券関係損益	△ 40,744	△ 17,417
金銭の信託の運用損益	0	0
固定資産売却損益	△ 53,251	10,879
外部出資関係損益	0	0
資産除去債務関連費用	0	△ 2,480
未収法人税等の還付額	0	0
法人税等の還付額	0	0
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増減	△ 4,299,315	△ 7,947,868
預金の純増減	16,450,000	4,700,000
貯金の純増減	△ 3,490,451	469,709
信用事業借入金の純増減	△ 2,856,672	△ 4,876
その他信用事業資産の増減	△ 222,365	△ 49,501
その他信用事業負債の増減	△ 33,403	△ 907,025
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増減	0	0
共済借入金の純増減	0	0
共済資金の純増減	257,789	△ 227,254
その他共済事業資産の増減	2,752	△ 7,181
その他共済事業負債の増減	△ 10,115	444
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 95,753	△ 111,886
経済受託債権の純増減	△ 104,618	△ 80,855
棚卸資産の純増減	△ 26,490	△ 74,129
支払手形及び経済事業未払金の純増減	314,691	698
経済受託債務の純増減	△ 42,595	16,861
その他経済事業資産の増減	2,052	△ 32
その他経済事業負債の増減	△ 4,313	180

科 目	6年度 令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで	7年度 令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減	△ 5, 873	△ 200, 998
その他負債の増減	6, 866	84, 461
未払消費税の増減額	0	0
信用事業資金運用による収入	2, 189, 745	2, 565, 812
信用事業資金調達による支出	△ 138, 837	△ 436, 866
共済貸付金利息による収入	0	0
共済借入金利息による支出	0	0
事業の利用分量に対する配当金の支払額	0	0
小計	6, 277, 387	△ 3, 897, 090
雑利息及び出資配当金の受取額	67, 093	65, 468
雑利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	△ 83, 910	△ 92, 839
法人税等の還付額	0	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	6, 260, 569	△ 3, 924, 460
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 2, 074, 479	△ 1, 744, 958
有価証券の売却等による収入	2, 131, 605	4, 399, 153
有価証券の償還による収入	0	0
金銭の信託の増加による支出	0	0
金銭の信託の減少による収入	0	0
固定資産の取得による支出	△ 549, 178	△ 4, 229, 252
固定資産の売却による収入	283, 182	2, 396, 871
補助金の受入による収入	0	693, 849
外部出資による支出	△ 1, 360, 000	0
外部出資の売却等による収入	0	0
資産除去債務履行による支出	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1, 568, 869	1, 515, 663
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金の返済による支出	0	0
出資の増額による収入	120, 266	266, 244
出資の払戻しによる支出	△ 146, 783	△ 328, 400
回転出資金の受入による収入	0	—
回転出資金の払戻しによる支出	0	—
リース資産の返済による支出	—	0
持分の取得による支出	△ 50, 457	△ 248, 157
持分の譲渡による収入	20, 786	166, 866
出資配当金の支払額	△ 45, 071	△ 44, 619
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 101, 259	△ 188, 066
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	4, 590, 440	△ 2, 596, 864
6 現金及び現金同等物の期首残高	7, 997, 649	12, 588, 090
7 現金及び現金同等物の期末残高	12, 588, 090	9, 991, 226

4. 注記表【令和6年度】

項 目	注 記 事 項
継続組合の前提に関する注記	継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	1. 次に掲げる資産の評価基準および評価方法 ① 有価証券 ア. 子会社株式……………移動平均法による原価法 イ. その他の有価証券 ・時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法 ② 棚卸資産 ア. 購買品(肥料・農薬・飼料)……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) イ. 購買品(包装資材・園芸資材・農機部品)……………売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) ウ. 宅地……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) エ. その他棚卸資産……………最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 2. 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しています。 また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却を行っています。 ② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づき定額法により償却しています。 3. 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数（12 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「－」と表示しています。

	7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。
会計上の見積りに関する注記	1. 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額) 655,877 千円 (繰延税金負債と相殺前の金額は 662,186 千円です) ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。 イ. 主要な仮定 過去 3 年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的に生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生すると仮定しています。 ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 78,481 千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 「損益計算書に関する注記」の「2. 減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。 イ. 主要な仮定 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 14,809 千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。 イ. 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

	ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。																																						
貸借対照表に関する注記	1. 圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、5,943,150 千円であり、その内訳は次のとおりです。 <table> <tr> <td>建物</td><td>2,351,462 千円</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>444,083 千円</td></tr> <tr> <td>機械</td><td>2,905,056 千円</td></tr> <tr> <td>車両運搬具</td><td>62,849 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>32,769 千円</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>146,928 千円</td></tr> </table> 2. 担保に供した資産等 担保に供した資産等は次のとおりです。 ・担保に供している資産 <table> <tr> <td>預 金</td><td>10,005,900 千円</td></tr> </table> ・担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>為替決済に係る債務(上限)</td><td>10,000,000 千円</td></tr> <tr> <td>公金取扱にかかる決済保証金</td><td>5,900 千円</td></tr> </table> 3. 子会社に対する金銭債権・債務の額 <table> <tr> <td>金銭債権の総額</td><td>2,291 千円</td></tr> <tr> <td>金銭債務の総額</td><td>83,441 千円</td></tr> </table> 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額 <table> <tr> <td>金銭債権の総額</td><td>110,735 千円</td></tr> </table> 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 (単位:千円) <table> <tr> <th>債 権 区 分</th><th>債権額</th></tr> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td><td>7,972</td></tr> <tr> <td>危険債権</td><td>69,443</td></tr> <tr> <td>要管理債権</td><td>—</td></tr> <tr> <td> 三月以上延滞債権</td><td>—</td></tr> <tr> <td> 貸出条件緩和債権</td><td>—</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>77,416</td></tr> </table> (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 2. 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。 3. 要管理債権 「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。 4. 三月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	建物	2,351,462 千円	構築物	444,083 千円	機械	2,905,056 千円	車両運搬具	62,849 千円	器具備品	32,769 千円	土地	146,928 千円	預 金	10,005,900 千円	為替決済に係る債務(上限)	10,000,000 千円	公金取扱にかかる決済保証金	5,900 千円	金銭債権の総額	2,291 千円	金銭債務の総額	83,441 千円	金銭債権の総額	110,735 千円	債 権 区 分	債権額	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,972	危険債権	69,443	要管理債権	—	三月以上延滞債権	—	貸出条件緩和債権	—	合計	77,416
建物	2,351,462 千円																																						
構築物	444,083 千円																																						
機械	2,905,056 千円																																						
車両運搬具	62,849 千円																																						
器具備品	32,769 千円																																						
土地	146,928 千円																																						
預 金	10,005,900 千円																																						
為替決済に係る債務(上限)	10,000,000 千円																																						
公金取扱にかかる決済保証金	5,900 千円																																						
金銭債権の総額	2,291 千円																																						
金銭債務の総額	83,441 千円																																						
金銭債権の総額	110,735 千円																																						
債 権 区 分	債権額																																						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,972																																						
危険債権	69,443																																						
要管理債権	—																																						
三月以上延滞債権	—																																						
貸出条件緩和債権	—																																						
合計	77,416																																						

	5. 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。																
損益計算書に関する注記	1. 子会社との取引高の総額 ① 子会社との取引による収益総額 30,986 千円 うち事業取引高 30,254 千円 うち事業取引以外の取引高 732 千円 ② 子会社との取引による費用総額 545 千円 うち事業取引高 0 千円 うち事業取引以外の取引高 545 千円 2. 減損会計適用による固定資産の減損損失 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本所及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。 減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。 減損損失の内訳は次のとおりです。 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th>資産名</th><th rowspan="2">減損損失の認識に至った経緯</th><th rowspan="2">種類ごとの減損損失額 (千円)</th><th rowspan="2">回収可能価額の算定方法</th></tr><tr><th>場 所</th></tr><tr><td>遊休</td><td>南河内グリーンセンター</td><td>不稼働資産のため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上</td><td>(建物) 6,095 (構築物) 11 (器具・備品) 350 (土地) 72,023</td><td>正味売却額を採用しており、時価は路線価に基づき算定</td></tr><tr><td colspan="3">総 合 計</td><td>78,481</td><td></td></tr></table>	区分	資産名	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額 (千円)	回収可能価額の算定方法	場 所	遊休	南河内グリーンセンター	不稼働資産のため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上	(建物) 6,095 (構築物) 11 (器具・備品) 350 (土地) 72,023	正味売却額を採用しており、時価は路線価に基づき算定	総 合 計			78,481	
区分	資産名		減損損失の認識に至った経緯				種類ごとの減損損失額 (千円)	回収可能価額の算定方法									
	場 所																
遊休	南河内グリーンセンター	不稼働資産のため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上	(建物) 6,095 (構築物) 11 (器具・備品) 350 (土地) 72,023	正味売却額を採用しており、時価は路線価に基づき算定													
総 合 計			78,481														

金融商品に関する注記	1. 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債など有価証券による運用を行っています。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。 また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 ア. 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。 イ. 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券および貯金です。 当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が652,309千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。
-------------------	--

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	187,328,562	186,843,103	△485,459
有価証券	23,026,840	23,026,840	—
その他有価証券	23,026,840	23,026,840	—
貸出金	79,491,938	—	—
貸倒引当金	6,947	—	—
貸倒引当金控除後	79,484,991	79,395,155	△89,835
資産計	289,840,393	289,265,099	△575,294
貯 金	291,638,022	290,951,971	△686,051
負債計	291,638,022	290,951,971	△686,051

(注)貸倒引当金は、一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定方法

ア. 資 産

a 預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。
地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負 債

a 貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	22,117,722

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	187,328,562	—	—	—	—	—
有価証券	300,000	400,000	2,400,000	1,900,000	3,600,000	15,300,000
その他有価証券の うち満期があるもの	300,000	400,000	2,400,000	1,900,000	3,600,000	15,300,000
貸出金	5,508,728	4,769,340	4,548,536	4,064,574	3,720,043	56,879,155
合 計	193,137,290	5,169,340	6,948,536	5,964,574	7,320,043	72,179,155

(注) 1. 貸出金のうち当座貸越 388,583 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限付劣後ローンについては「5 年超」に含めています。

2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 1,559 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	269,616,156	7,597,995	12,517,882	431,040	1,470,403	4,544

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 千円)

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国 債	8,191,412	8,337,080	145,667
	地方債	500,000	505,260	5,260
	社 債	1,600,000	1,616,800	16,800
	小 計	10,291,412	10,459,140	167,727
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国 債	8,946,403	8,029,390	△917,013
	地方債	200,000	174,900	△25,100
	社 債	4,600,000	4,363,410	△236,590
	小 計	13,746,403	12,567,700	△1,178,703
合 計		24,037,816	23,026,840	△1,010,976

なお、上記差額合計を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した債券

その他有価証券

(単位: 千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	2,131,605	77,410	—

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内容

① 採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は 1,689,432 千円あり、今年度、退職給付掛金 111,034 千円を福利厚生費に計上しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,729,199 千円
勤務費用	55,404 千円
利息費用	19,194 千円
数理計算上の差異の発生額	△193,146 千円
退職給付の支払額	△55,043 千円
期末における退職給付債務	1,555,608 千円

③ 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,555,608 千円
未認識数理計算上の差異	425,755 千円
貸借対照表計上額純額	1,981,363 千円
退職給付引当金	1,981,363 千円

	④ 退職給付費用およびその内訳項目の金額 <table><tr><td>勤務費用</td><td>55,404 千円</td></tr><tr><td>利息費用</td><td>19,194 千円</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td><u>△3,246 千円</u></td></tr><tr><td>小 計</td><td>71,352 千円</td></tr><tr><td>出向負担金受入</td><td><u>△8,778 千円</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td>62,573 千円</td></tr></table> ⑤ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 <table><tr><td>割引率</td><td>1.71%</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の処理年数：</td><td>12 年</td></tr></table>	勤務費用	55,404 千円	利息費用	19,194 千円	数理計算上の差異の費用処理額	<u>△3,246 千円</u>	小 計	71,352 千円	出向負担金受入	<u>△8,778 千円</u>	合 計	62,573 千円	割引率	1.71%	数理計算上の差異の処理年数：	12 年																																
勤務費用	55,404 千円																																																
利息費用	19,194 千円																																																
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△3,246 千円</u>																																																
小 計	71,352 千円																																																
出向負担金受入	<u>△8,778 千円</u>																																																
合 計	62,573 千円																																																
割引率	1.71%																																																
数理計算上の差異の処理年数：	12 年																																																
	2. 特例業務負担金 人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 36,013 千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、288,225 千円となっています。																																																
税効果会計に関する注記	1. 繰延税金資産および繰延税金負債の内訳 ① 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 <table><tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr><tr><td>賞与引当金</td><td>58,792 千円</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>5,445 千円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>548,837 千円</td></tr><tr><td>減損損失等</td><td>64,860 千円</td></tr><tr><td>法定福利費</td><td>10,665 千円</td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>280,040 千円</td></tr><tr><td>その他</td><td><u>15,223 千円</u></td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>983,864 千円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td><u>△321,677 千円</u></td></tr><tr><td>繰延税金資産合計(a)</td><td>662,186 千円</td></tr><tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr><tr><td>全農外部出資評価益(合併交付金)</td><td><u>△6,309 千円</u></td></tr><tr><td>繰延税金負債合計(b)</td><td>△6,309 千円</td></tr><tr><td>繰延税金資産の純額(a+b)</td><td>655,877 千円</td></tr></table> ② 法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳 <table><tr><td>法定実効税率</td><td>27.7%</td></tr><tr><td>(調 整)</td><td></td></tr><tr><td>交際費等永久に損金に算入できない項目</td><td>3.9%</td></tr><tr><td>受取配当金等永久に益金に算入できない項目</td><td>△3.8%</td></tr><tr><td>住民税均等割等</td><td>2.1%</td></tr><tr><td>評価性引当額の増減</td><td>7.1%</td></tr><tr><td>過年度法人税等修正税額</td><td>0.1%</td></tr><tr><td>その他</td><td><u>0.4%</u></td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>37.5%</td></tr></table>	繰延税金資産		賞与引当金	58,792 千円	未払事業税	5,445 千円	退職給付引当金	548,837 千円	減損損失等	64,860 千円	法定福利費	10,665 千円	その他有価証券評価差額金	280,040 千円	その他	<u>15,223 千円</u>	繰延税金資産小計	983,864 千円	評価性引当額	<u>△321,677 千円</u>	繰延税金資産合計(a)	662,186 千円	繰延税金負債		全農外部出資評価益(合併交付金)	<u>△6,309 千円</u>	繰延税金負債合計(b)	△6,309 千円	繰延税金資産の純額(a+b)	655,877 千円	法定実効税率	27.7%	(調 整)		交際費等永久に損金に算入できない項目	3.9%	受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△3.8%	住民税均等割等	2.1%	評価性引当額の増減	7.1%	過年度法人税等修正税額	0.1%	その他	<u>0.4%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5%
繰延税金資産																																																	
賞与引当金	58,792 千円																																																
未払事業税	5,445 千円																																																
退職給付引当金	548,837 千円																																																
減損損失等	64,860 千円																																																
法定福利費	10,665 千円																																																
その他有価証券評価差額金	280,040 千円																																																
その他	<u>15,223 千円</u>																																																
繰延税金資産小計	983,864 千円																																																
評価性引当額	<u>△321,677 千円</u>																																																
繰延税金資産合計(a)	662,186 千円																																																
繰延税金負債																																																	
全農外部出資評価益(合併交付金)	<u>△6,309 千円</u>																																																
繰延税金負債合計(b)	△6,309 千円																																																
繰延税金資産の純額(a+b)	655,877 千円																																																
法定実効税率	27.7%																																																
(調 整)																																																	
交際費等永久に損金に算入できない項目	3.9%																																																
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△3.8%																																																
住民税均等割等	2.1%																																																
評価性引当額の増減	7.1%																																																
過年度法人税等修正税額	0.1%																																																
その他	<u>0.4%</u>																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5%																																																

	③ 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 27.7%から 28.4%に変更されます。 なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 13,897 千円増加し、法人税等調整額は 13,897 千円減少します。																			
収益認識に関する注記	「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。																			
その他の注記	1. 貸借対照表に計上している資産除去債務 ①当該資産除去債務の概要 当組合の上三川支所・上三川営農経済センター建物および受電設備の一部は有害物質(アスベスト、PCB)が使用されているため、除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法 当該有害物質の除去についての見積取得により算出し、支出までの見込期間は1年～3年であり、また、影響が僅少であると見込まれることから割引計算は省略しています。 ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額 <table><tr><td>期首残高</td><td>6,780 千円</td></tr><tr><td>期末残高</td><td>6,780 千円</td></tr></table> 2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務 当組合は、下記に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。 <table><tr><td>種 別</td><td>使用目的</td><td>所在地</td></tr><tr><td>事 務 所</td><td>清原支所事務所・倉庫敷地</td><td>宇都宮市竹下町</td></tr><tr><td>共乾施設</td><td>上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地</td><td>宇都宮市下小倉町</td></tr><tr><td>選 果 場</td><td>東部選果場敷地</td><td>宇都宮市上籠谷町</td></tr><tr><td>集 荷 場</td><td>南河内野菜集荷場敷地</td><td>下野市本吉田</td></tr></table>	期首残高	6,780 千円	期末残高	6,780 千円	種 別	使用目的	所在地	事 務 所	清原支所事務所・倉庫敷地	宇都宮市竹下町	共乾施設	上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地	宇都宮市下小倉町	選 果 場	東部選果場敷地	宇都宮市上籠谷町	集 荷 場	南河内野菜集荷場敷地	下野市本吉田
期首残高	6,780 千円																			
期末残高	6,780 千円																			
種 別	使用目的	所在地																		
事 務 所	清原支所事務所・倉庫敷地	宇都宮市竹下町																		
共乾施設	上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地	宇都宮市下小倉町																		
選 果 場	東部選果場敷地	宇都宮市上籠谷町																		
集 荷 場	南河内野菜集荷場敷地	下野市本吉田																		
キャッシュ・フロー計算書に関する注記	1. 現金及び現金同等物の資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。																			

【令和7年度】

継続組合の前提に関する注記	継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	1. 次に掲げる資産の評価基準および評価方法 ① 有価証券 ア. 子会社株式……………移動平均法による原価法 イ. その他の有価証券 ・時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法 ② 棚卸資産 ア. 購買品(肥料・農薬・飼料)……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) イ. 購買品(包装資材・園芸資材・農機部品)……………売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) ウ. 宅地……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) エ. その他棚卸資産……………最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 2. 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しています。 また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却を行っています。 ② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づき定額法により償却しています。 3. 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

	② 賞与引当金 職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しています。 ア. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 イ. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数（12～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。
	4. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。 ③ 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
	5. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。
	6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「－」と表示しています。
	7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

	購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。
会計上の見積りに関する注記	1. 繰延税金資産の回収可能性 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額) 670,052 千円 (繰延税金負債と相殺前の金額は 676,521 千円です) ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。 イ. 主要な仮定 過去 3 年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的に生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生すると仮定しています。 ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 7,593 千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 「損益計算書に関する注記」の「2. 減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。 イ. 主要な仮定 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 14, 140 千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。 イ. 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。 ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記	1. 圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、6,537,429 千円であり、その内訳は次のとおりです。																				
	建物2,623,795 千円 構築物443,400 千円 機械3,230,521 千円 車両運搬具60,647 千円 器具備品32,135 千円 土地146,928 千円																				
	2. 担保に供した資産等 担保に供した資産等は次のとおりです。																				
	・担保に供している資産 預 金10,005,500 千円																				
	・担保資産に対応する債務 為替決済に係る債務(上限)10,000,000 千円 公金取扱にかかる決済保証金5,500 千円																				
3. 子会社に対する金銭債権・債務の額 金銭債権の総額4,677 千円 金銭債務の総額113,531 千円																					
4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額 金銭債権の総額102,517 千円																					
5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 (単位:千円) <table><tr><th colspan="2">債 権 区 分</th><th>債権額</th></tr><tr><td colspan="2">破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td><td>24,373</td></tr><tr><td colspan="2">危険債権</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">要管理債権</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>三月以上延滞債権</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>貸出条件緩和債権</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>24,373</td></tr></table> (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 2. 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。 3. 要管理債権 「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。 4. 三月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 5. 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶	債 権 区 分		債権額	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		24,373	危険債権		—	要管理債権		—		三月以上延滞債権	—		貸出条件緩和債権	—	合計		24,373
債 権 区 分		債権額																			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		24,373																			
危険債権		—																			
要管理債権		—																			
	三月以上延滞債権	—																			
	貸出条件緩和債権	—																			
合計		24,373																			

	予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。																													
損益計算書に関する注記	1. 子会社との取引高の総額 ① 子会社との取引による収益総額41,368 千円 うち事業取引高40,640 千円 うち事業取引以外の取引高728 千円 ② 子会社との取引による費用総額545 千円 うち事業取引高― 千円 うち事業取引以外の取引高545 千円																													
	2. 減損会計適用による固定資産の減損損失 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本所及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。 減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。 減損損失の内訳は次のとおりです。 <table><tr><th>区分</th><th>資産名 場 所</th><th>減損損失の認識に至った経緯</th><th>種類ごとの減損損失額 (千円)</th><th>回収可能価額の算定方法</th></tr><tr><td>遊休</td><td>上河内中央ライスセンター</td><td>施設稼働終了に伴い、施設機械装置の今後の活用見込が無い資産について、減損損失に計上しました。</td><td>(機械装置) 4,405</td><td>正味売却価額を採用し、帳簿価額を備忘価額まで減額しました。</td></tr><tr><td>遊休</td><td>本郷ライスセンター</td><td>施設稼働終了に伴い、施設機械装置の今後の活用見込が無い資産について、減損損失に計上しました。</td><td>(機械装置) 2,812</td><td>正味売却価額を採用し、帳簿価額を備忘価額まで減額しました。</td></tr><tr><td>遊休</td><td>南河内吉田ライスセンター</td><td>施設稼働終了に伴い、施設機械装置等の今後の活用見込が無い資産について、減損損失に計上しました。</td><td>(機械装置) 375 (器具・備品) 0</td><td>正味売却価額を採用し、帳簿価額を備忘価額まで減額しました。</td></tr><tr><td colspan="3">総 合 計</td><td>7,593</td><td></td></tr></table>					区分	資産名 場 所	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額 (千円)	回収可能価額の算定方法	遊休	上河内中央ライスセンター	施設稼働終了に伴い、施設機械装置の今後の活用見込が無い資産について、減損損失に計上しました。	(機械装置) 4,405	正味売却価額を採用し、帳簿価額を備忘価額まで減額しました。	遊休	本郷ライスセンター	施設稼働終了に伴い、施設機械装置の今後の活用見込が無い資産について、減損損失に計上しました。	(機械装置) 2,812	正味売却価額を採用し、帳簿価額を備忘価額まで減額しました。	遊休	南河内吉田ライスセンター	施設稼働終了に伴い、施設機械装置等の今後の活用見込が無い資産について、減損損失に計上しました。	(機械装置) 375 (器具・備品) 0	正味売却価額を採用し、帳簿価額を備忘価額まで減額しました。	総 合 計			7,593	
区分	資産名 場 所	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額 (千円)	回収可能価額の算定方法																										
遊休	上河内中央ライスセンター	施設稼働終了に伴い、施設機械装置の今後の活用見込が無い資産について、減損損失に計上しました。	(機械装置) 4,405	正味売却価額を採用し、帳簿価額を備忘価額まで減額しました。																										
遊休	本郷ライスセンター	施設稼働終了に伴い、施設機械装置の今後の活用見込が無い資産について、減損損失に計上しました。	(機械装置) 2,812	正味売却価額を採用し、帳簿価額を備忘価額まで減額しました。																										
遊休	南河内吉田ライスセンター	施設稼働終了に伴い、施設機械装置等の今後の活用見込が無い資産について、減損損失に計上しました。	(機械装置) 375 (器具・備品) 0	正味売却価額を採用し、帳簿価額を備忘価額まで減額しました。																										
総 合 計			7,593																											
金融商品に関する注記	1. 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債など有価証券による運用を行っています。																													

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が521,540千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定

の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	180,081,703	179,450,951	△630,751
有価証券	19,466,580	19,466,580	—
その他有価証券	19,466,580	19,466,580	—
貸出金	87,439,806		
貸倒引当金	△6,621		
貸倒引当金控除後	87,433,185	86,706,680	△726,504
資産計	286,981,468	285,624,212	△1,357,255
貯 金	292,107,731	291,305,062	△802,669
負債計	292,107,731	291,305,062	△802,669

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定方法

ア. 資 産

a 預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負 債

a 貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	22,117,722

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	180,081,703	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券の	400,000	2,100,000	1,400,000	600,000	800,000	16,100,000
うち満期があるもの	400,000	2,100,000	1,400,000	600,000	800,000	16,100,000
貸出金	5,787,515	5,127,020	4,650,086	4,306,624	4,052,784	63,515,776
合 計	186,269,218	7,227,020	6,050,086	4,906,624	4,852,784	79,615,776

注) 1. 貸出金のうち当座貸越 398,937 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限付劣後ローンについては「5 年超」に含めています。

⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	272,983,231	10,415,449	6,611,326	985,736	1,108,435	3,552

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国 債	1,933,645	1,940,600	6,954
	地方債	200,000	200,020	20
	社 債	1,400,000	1,402,600	2,600
	小 計	3,533,645	3,543,220	9,574
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	12,595,447	11,048,020	△1,547,427
	地方債	271,945	233,400	△38,545
	社 債	5,000,000	4,641,940	△358,060
	小 計	17,867,393	15,923,360	△1,944,033
合 計		21,401,038	19,466,580	△1,934,458

なお、上記差額合計を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した債券

その他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	3,799,153	33,692	—
地方債	300,000	—	—
合 計	4,099,153	33,692	—

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内容

① 採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は 1,751,221 千円あり、今年度、退職給付掛金 111,912 千円を福利厚生費に計上しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,555,608 千円
勤務費用	42,580 千円
利息費用	26,600 千円
数理計算上の差異の発生額	△226,043 千円
退職給付の支払額	△41,626 千円
期末における退職給付債務	1,357,119 千円

③ 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,357,119 千円
未認識数理計算上の差異	632,402 千円
貸借対照表計上額純額	1,989,521 千円
退職給付引当金	1,989,521 千円

	④ 退職給付費用およびその内訳項目の金額 <table><tr><td>勤務費用</td><td>42,580 千円</td></tr><tr><td>利息費用</td><td>26,600 千円</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td><u>△19,396 千円</u></td></tr><tr><td>小 計</td><td>49,784 千円</td></tr><tr><td>出向負担金受入</td><td><u>△8,474 千円</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td>41,310 千円</td></tr></table> ⑤ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 <table><tr><td>割引率</td><td>2.54%</td></tr></table>	勤務費用	42,580 千円	利息費用	26,600 千円	数理計算上の差異の費用処理額	<u>△19,396 千円</u>	小 計	49,784 千円	出向負担金受入	<u>△8,474 千円</u>	合 計	41,310 千円	割引率	2.54%																														
勤務費用	42,580 千円																																												
利息費用	26,600 千円																																												
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△19,396 千円</u>																																												
小 計	49,784 千円																																												
出向負担金受入	<u>△8,474 千円</u>																																												
合 計	41,310 千円																																												
割引率	2.54%																																												
	2. 特例業務負担金 人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 37,144 千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、258,940 千円となっています。																																												
税効果会計に関する注記	1. 繰延税金資産および繰延税金負債の内訳 ① 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table><tr><td>賞与引当金</td><td>60,142 千円</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>3,779 千円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>564,789 千円</td></tr><tr><td>減損損失等</td><td>63,057 千円</td></tr><tr><td>法定福利費</td><td>10,878 千円</td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>535,844 千円</td></tr><tr><td>その他</td><td><u>15,133 千円</u></td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,253,625 千円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td><u>△577,104 千円</u></td></tr><tr><td>繰延税金資産合計(a)</td><td>676,521 千円</td></tr></table> 繰延税金負債 <table><tr><td>全農外部出資評価益(合併交付金)</td><td><u>△6,468 千円</u></td></tr><tr><td>繰延税金負債合計(b)</td><td>△6,468 千円</td></tr></table> 繰延税金資産の純額(a+b) 670,052 千円 ② 法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳 <table><tr><td>法定実効税率</td><td>27.7%</td></tr><tr><td>(調 整)</td><td></td></tr><tr><td>交際費等永久に損金に算入できない項目</td><td>3.3%</td></tr><tr><td>受取配当金等永久に益金に算入できない項目</td><td>△ 4.8%</td></tr><tr><td>住民税均等割等</td><td>2.2%</td></tr><tr><td>評価性引当額の増減</td><td>△0.2%</td></tr><tr><td>法人税の税額控除</td><td>△3.3%</td></tr><tr><td>適用税率変動による影響額</td><td>△6.0%</td></tr><tr><td>その他</td><td><u>△1.0%</u></td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>17.9%</td></tr></table>	賞与引当金	60,142 千円	未払事業税	3,779 千円	退職給付引当金	564,789 千円	減損損失等	63,057 千円	法定福利費	10,878 千円	その他有価証券評価差額金	535,844 千円	その他	<u>15,133 千円</u>	繰延税金資産小計	1,253,625 千円	評価性引当額	<u>△577,104 千円</u>	繰延税金資産合計(a)	676,521 千円	全農外部出資評価益(合併交付金)	<u>△6,468 千円</u>	繰延税金負債合計(b)	△6,468 千円	法定実効税率	27.7%	(調 整)		交際費等永久に損金に算入できない項目	3.3%	受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△ 4.8%	住民税均等割等	2.2%	評価性引当額の増減	△0.2%	法人税の税額控除	△3.3%	適用税率変動による影響額	△6.0%	その他	<u>△1.0%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.9%
賞与引当金	60,142 千円																																												
未払事業税	3,779 千円																																												
退職給付引当金	564,789 千円																																												
減損損失等	63,057 千円																																												
法定福利費	10,878 千円																																												
その他有価証券評価差額金	535,844 千円																																												
その他	<u>15,133 千円</u>																																												
繰延税金資産小計	1,253,625 千円																																												
評価性引当額	<u>△577,104 千円</u>																																												
繰延税金資産合計(a)	676,521 千円																																												
全農外部出資評価益(合併交付金)	<u>△6,468 千円</u>																																												
繰延税金負債合計(b)	△6,468 千円																																												
法定実効税率	27.7%																																												
(調 整)																																													
交際費等永久に損金に算入できない項目	3.3%																																												
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△ 4.8%																																												
住民税均等割等	2.2%																																												
評価性引当額の増減	△0.2%																																												
法人税の税額控除	△3.3%																																												
適用税率変動による影響額	△6.0%																																												
その他	<u>△1.0%</u>																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.9%																																												

	③ 当事業年度にあった税率変更の内容及び影響「所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の 27.7%から 28.4%に変更されます。なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)と法人税等調整額に対する影響額は軽微です。																					
収益認識に関する注記	「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。																					
その他の注記	1. 貸借対照表に計上している資産除去債務 ① 当該資産除去債務の概要 当組合の上三川支所・上三川営農経済センター建物および受電設備の一部は有害物質(アスベスト、PCB)が使用されているため、除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。 ② 当該資産除去債務の金額の算定方法 当該有害物質の除去についての見積取得により算出し、支出までの見込期間は 1～3 年であり、また、影響が僅少であると見込まれることから割引計算は省略しています。 ③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額 <table><tr><td>期首残高</td><td>6,780 千円</td></tr><tr><td>資産除去債務の履行による減少額</td><td>2,480 千円</td></tr><tr><td>期末残高</td><td>4,300 千円</td></tr></table> 2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務 当組合は、下記に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。 <table><tr><th>種 別</th><th>使用目的</th><th>所在地</th></tr><tr><td>事 務 所</td><td>清原支所事務所・倉庫敷地</td><td>宇都宮市竹下町</td></tr><tr><td>共乾施設</td><td>上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地</td><td>宇都宮市下小倉町</td></tr><tr><td>選 果 場</td><td>東部選果場敷地</td><td>宇都宮市上籠谷町</td></tr><tr><td>集 荷 場</td><td>南河内野菜集荷場敷地</td><td>下野市本吉田</td></tr></table>	期首残高	6,780 千円	資産除去債務の履行による減少額	2,480 千円	期末残高	4,300 千円	種 別	使用目的	所在地	事 務 所	清原支所事務所・倉庫敷地	宇都宮市竹下町	共乾施設	上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地	宇都宮市下小倉町	選 果 場	東部選果場敷地	宇都宮市上籠谷町	集 荷 場	南河内野菜集荷場敷地	下野市本吉田
期首残高	6,780 千円																					
資産除去債務の履行による減少額	2,480 千円																					
期末残高	4,300 千円																					
種 別	使用目的	所在地																				
事 務 所	清原支所事務所・倉庫敷地	宇都宮市竹下町																				
共乾施設	上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地	宇都宮市下小倉町																				
選 果 場	東部選果場敷地	宇都宮市上籠谷町																				
集 荷 場	南河内野菜集荷場敷地	下野市本吉田																				
キャッシュ・フロー計算書に関する注記	1. 現金及び現金同等物の資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。																					

5. 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	金 額	
	6 年度	7 年度
1. 当期末処分剰余金	476,367,786	515,079,067
2. 任意積立金取崩額 (特別積立金)	(—)	2,310,000,100 (2,310,000,100)
3. 剰余金処分額	155,592,730	2,467,581,357
(1) 利益準備金	40,000,000	40,000,000
(2) 任意積立金	70,972,824	2,384,175,486
信用事業基盤整備強化積立金	(10,000,000)	(10,000,000)
肥料価格安定準備金	(—)	(—)
教育基金	(—)	(—)
施設整備積立金	(30,000,000)	(40,000,000)
宅地等供給事業運営積立金	(—)	(—)
経営安定化積立金	(30,000,000)	(2,320,000,000)
営農振興・担い手育成積立金	(—)	(—)
税効果調整積立金	(972,824)	(14,175,486)
(3) 出資配当金	44,619,906	43,405,871
4. 次期繰越剰余金	320,775,056	357,497,810

(注) 1. 出資配当金の基準は次のとおりです。

6 年度 1.0% 7 年度 1.0%

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

6 年度 10,000 千円 7 年度 10,000 千円

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種 類	積立目的	積立目標額等及び取崩基準
信用事業基盤整備 強化積立金	組合員の期待と信頼に応える事業機能を発揮するためには財務体質の強化は喫緊の課題である。よって、強固な財務基盤を確立するため本積立を実施する。	(積立目標額) 65 億円 (取崩基準) 信用事業における様々なりリスクへの対応と将来のシステム化・サービス充実の諸対応のために支出できるものとする。
肥料価格安定準備金	系統は、予約制度の強化と連環して肥料価格の年間安定を実現することにより、系統購買事業における、基幹的生産資材である肥料に対する信頼を高めるため、「肥料面積予約協同購入運動」を展開しているところである。本準備金は、これらを踏まえた肥料価格の年間安定をはかるため、本県系統の「肥料面積予約協同購入運動実施要領」に基づき積み立てる。	(積立目標額) 「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき全農栃木県本部が示す額(面積予約数量×一定の単価) (取崩基準) 肥料価格の期中改定により値上がりが発生した場合には、「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき、取り崩す。

教育基金	組合における教育活動を長期的かつ安定的に実施するために、財政確立の一環として本基金を積み立て、この運用相当額の果実を主として組合員の教育活動に充当する。	(積立目標額) 8億5千万円 (取崩基準) 次に示す①または②の費用支出を行った時は、当該目的積立金の金額を取り崩すことができる。 ①組合員の教育活動への支出 ②その他積立目的に類する支出
施設整備積立金	農業生産コストの低減を図る優良な営農施設の設置ならびに事業機能の充実を図るべき事務所等の建設およびそれらの施設の運営にあてることを目的とし、その必要な財務基盤を確立するため本積立を実施する。	(積立目標額) 25億円 (取崩基準) 次の事項が生じたときは、理事会の決議により取り崩すことができる。 (1) 平成27年度以降に新たに取得する事業所・施設等の取得費 (2) 固定資産処分損および取り壊し費用 (3) 平成27年度以降に新たに償却を開始する事業所・施設等別の各10百万円以上の減価償却費
宅地等供給事業運営積立金	宅地等供給事業の安定的な運営を図るため、宅地等供給事業実施規程第9条に基づき、本積立を実施する。	(積立目標額) 転用相当農地等の売渡しの事業により生じた利益について、実施規程の定めるところに従い積み立てる。 ただし、積立目標額は805,601,142円とし、この金額に達している場合は積み立てない。 (取崩基準) 宅地等供給事業の改善発展のために支出できるものとし、事業を廃止したときは全額取り崩す。
経営安定化積立金	大規模災害や会計基準の採用・変更、一時的な拋出金、不良債権等資産の償却等により剰余金が減少することに対応し、組合経営の健全な発展を図ることを目的に積み立てる。	(積立目標額) 20億円 (取崩基準) 次の事項が生じたときは、理事会の決議により取り崩すことができる。 ①大規模災害等による被害が発生した場合の事業継続のために施設復旧に要する費用 ②新たな会計基準の採用や変更により発生した損失 ③不良債権の引当・償却、固定資産等の資産の減損処理等による費用 ④一時的な拋出金等による費用 ⑤その他、経営安定に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合の費用

営農振興・担い手育成積立金	地域農業振興の実現および農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた、農業関連・担い手育成事業等に関する農業者への支援を目的に積み立てる。	(積立目標額) 3億円 (取崩基準) 次の費用・支出を行ったときは、理事会の決議により取り崩すことができる。 ①新規農畜産物導入に対する支援 ②園芸振興に対する支援 ③集落営農に対する支援 ④担い手農家への事業に対する支援 ⑤新規就農にかかる支援 ⑥農業関連融資への利子助成 ⑦行政等補助事業の補充・支援 ⑧上記以外の積立目的に類する支援
税効果調整積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)について将来の減少に備えるために積立を行う。	(積立目標額) 繰延税金資産相当額 (取崩基準) 取崩は、法人税等の前払金額が回収された年度においてその回収金額を取崩す。

6. 部門別損益計算書

【6年度】

1. 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益①	10,290,099	2,358,120	1,070,476	6,476,769	366,090	18,633	
事業費用②	5,564,703	331,859	41,163	4,822,628	254,257	114,789	
事業総利益③ (①－②)	4,725,395	2,026,260	1,029,313	1,654,140	111,833	△ 96,155	
事業管理費④	4,539,262	1,514,546	862,017	1,666,851	154,929	340,917	
うち減価償却費⑤	(284,367)	(32,819)	(13,330)	(227,470)	(5,793)	(4,955)	
うち人件費⑤′	(3,286,518)	(1,055,180)	(728,387)	(1,072,961)	(123,269)	(306,721)	
うち共通管理費⑥		319,232	143,413	346,645	24,305	28,269	△ 861,864
うち減価償却費⑦		(2,896)	(1,302)	(3,147)	(221)	(257)	(△ 7,823)
うち人件費⑦′		(124,781)	(56,057)	(135,492)	(9,500)	(11,050)	(△ 336,880)
事業利益⑧ (③－④)	186,132	511,714	167,296	△ 12,711	△ 43,096	△ 437,072	
事業外収益⑨	155,399	34,513	59,061	54,915	4,286	2,624	
うち共通分⑩		29,629	13,311	32,176	2,256	2,624	△ 79,996
事業外費用⑪	32,580	12,069	5,421	13,103	918	1,069	
うち共通分⑫		12,069	5,421	13,103	918	1,069	△ 32,580
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	308,952	534,158	220,936	29,101	△ 39,728	△ 435,517	
特別利益⑭	54,881	20,317	9,127	22,092	1,546	1,799	
うち共通分⑮		20,317	9,127	22,060	1,546	1,799	△ 54,849
特別損失⑯	117,452	43,389	19,493	47,424	3,304	3,842	
うち共通分⑰		43,389	19,493	47,119	3,304	3,842	△ 117,147
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	246,381	511,086	210,570	3,769	△ 41,486	△ 437,560	
営農指導事業分 配 賦 額 ⑲		146,451	101,426	129,868	59,814	△ 437,560	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	246,381	364,635	109,144	△ 126,099	△ 101,300		

(注) 1. ①・②の「合計」欄は、各事業の収益・費用の単純合計値を記載しています。一方、損益計算書上の事業収益・事業費用は、農業協同組合施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

(注) 2. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注) 3. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等……(人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業……(均等割＋事業総利益割)の平均値

(注) 4. 配賦割合 ((注) 3 の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位 : %)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	37.04	16.64	40.22	2.82	3.28	100.00
営農指導事業	33.47	23.18	29.68	13.67		100.00

2. 予算統制の状況

(単位 : 千円)

区 分		当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差引 (c - d)
事業管理費		4,650,213	—	4,650,213	4,539,262	110,951
営農指導 事業	収 入 a	12,304	—	12,304	18,633	△6,329
	支 出 b	86,770	—	86,770	114,789	△28,019
	差 引 (a - b)	△74,466	—	△74,466	△96,155	21,690

3. 専属事業損益の内訳

(単位 : 千円)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業
経 常 利 益 a (13)	534,158	220,936	29,101	△39,728	△435,517
減 価 償 却 費 b (5-7)	29,923	12,028	224,323	5,572	4,698
共 通 管 理 費 等 c (6-10+12)	301,672	135,523	327,572	22,967	26,714
専 属 事 業 損 益 (a + b + c)	865,753	368,487	580,996	△11,189	△404,105

4. 部門別の資産

(単位 : 千円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	経 済 事 業	共 通 資 産
事業別の総資産	323,560,439	312,661,591	2,632,628	6,663,600	1,602,618
総資産(共通資産配賦後)	323,560,439	313,255,201	2,899,304	7,405,933	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準については、共通管理費の配賦基準等を用いて各事業に配賦しています。

【7年度】

1. 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共 通 管理費等
事業収益①	10,993,980	2,922,229	1,113,698	6,597,848	345,396	14,807	
事業費用②	6,288,753	859,658	50,669	5,031,237	231,760	115,427	
事業総利益③ (①－②)	4,705,226	2,062,570	1,063,029	1,566,610	113,635	△ 100,619	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤′)	4,579,054 (283,545) (3,320,636)	1,490,844 (26,225) (1,055,509)	879,356 (10,899) (739,750)	1,684,457 (236,975) (1,072,472)	168,691 (5,042) (133,865)	355,704 (4,402) (319,037)	
うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦′)		311,676 (10) (120,430)	149,291 (4) (57,685)	343,809 (11) (132,846)	26,188 (0) (10,119)	30,495 (0) (11,783)	△ 861,461 (△28) (△332,864)
事業利益⑧ (③－④)	126,172	571,726	183,672	△ 117,846	△ 55,055	△ 456,324	
事業外収益⑨ うち共通分⑩	148,215	35,019	58,631	48,317	3,614	2,631	
事業外費用⑪ うち共通分⑫	35,000	12,651	6,060	13,987	1,063	1,237	
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	239,386	594,094	236,243	△ 83,515	△ 52,504	△ 454,931	
特別利益⑭ うち共通分⑮	714,028	7,096	3,399	702,242	596	694	
特別損失⑯ うち共通分⑰	716,549	7,290	3,491	704,441	612	713	
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	236,865	593,900	236,151	△ 85,714	△ 52,520	△ 454,950	
営農指導事業分 配 賦 額 ⑲		154,273	107,186	131,207	62,282	△ 454,950	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	236,865	439,626	128,964	△ 216,922	△ 114,803		

(注) 1. ①・②の「合計」欄は、各事業の収益・費用の単純合計値を記載しています。一方、損益計算書上の事業収益・事業費用は、農業協同組合施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

(注) 2. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注) 3. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等……(人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)の平均値
- (2) 営農指導事業……(均等割＋事業総利益割)の平均値

(注) 4. 配賦割合 (注) 3の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位: %)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	36.18	17.33	39.91	3.04	3.54	100.00
営農指導事業	33.91	23.56	28.84	13.69		100.00

2. 予算統制の状況

(単位: 千円)

区 分	当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差引 (c - d)
事業管理費	4,710,404	—	4,710,404	4,579,054	131,350
営農指導 事業	収 入 a	9,624	—	9,624	△5,183
	支 出 b	113,378	—	113,378	△2,049
	差 引 (a - b)	△103,754	—	△103,754	△3,134

3. 専属事業損益の内訳

(単位: 千円)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業
経 常 利 益 a (13)	594,094	236,243	△83,515	△52,504	△454,931
減 価 償 却 費 b (5-7)	26,215	10,895	236,964	5,042	4,402
共 通 管 理 費 等 c (6-10+12)	297,435	142,470	328,101	24,992	29,101
専 属 事 業 損 益 (a + b + c)	917,744	389,608	481,550	△22,470	△421,428

4. 部門別の資産

(単位: 千円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	経 済 事 業	共 通 資 産
事業別の総資産	322,241,135	310,030,632	2,670,607	7,762,299	1,777,596
総資産(共通資産配賦後)	322,241,135	310,673,767	2,978,664	8,588,703	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準については、共通管理費の配賦基準等を用いて各事業に配賦しています。

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月17日

宇都宮農業協同組合

代表理事組合長 佐藤 俊伸

8. 会計監査人の監査

令和6年度及び7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度
経常収益（事業収益）	13,105	10,429	10,147	10,290	10,993
信用事業収益	2,287	2,150	2,184	2,358	2,922
共済事業収益	1,195	1,159	1,083	1,070	1,113
農業関連事業収益	8,296	6,643	6,369	6,476	6,597
生活その他事業収益	1,313	457	480	366	345
営農指導事業収益	12	18	29	18	14
経常利益	609	446	593	308	239
当期剰余金	447	356	424	153	194
出資金 （出資口数）	4,568 (4,568,623)	4,585 (4,585,861)	4,569 (4,569,044)	4,542 (4,542,527)	4,480 (4,480,371)
純資産額	25,512	25,056	25,269	24,259	23,341
総資産額	331,396	330,840	330,350	323,560	322,241
貯金等残高	296,733	296,074	295,128	291,638	292,107
貸出金残高	62,692	68,849	75,192	79,491	87,439
有価証券残高	25,592	24,754	24,126	23,026	19,466
剰余金配当金額	44	45	45	44	43
出資配当金	44	45	45	44	43
職員数 （臨時職員を含む）	643	644	604	598	586
自己資本比率	17.32%	17.93%	18.46%	18.69%	18.29%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 単体自己資本比率は、農協法第11条の2に基づいた自己資本比率を記載しています。
4. 農業関連事業収益において委託販売にかかる販売高については、事業収益に含まれておりません。
5. 信託業務の取り扱いはありません。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	6 年度	7 年度	増 減
資金運用収支	1,969	2,136	167
役務取引等収支	75	80	5
その他信用事業収支	△18	△154	△136
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	2,026 (0.68)	2,062 (0.71)	36 (0.02)
事業粗利益 (事業粗利益率)	4,815 (1.42)	4,850 (1.44)	34 (0.02)
事業純益	276	271	△4
実質事業純益	276	271	△4
コア事業純益	198	237	38
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	198	237	38

(注) 1. 「信用事業粗利益率」は、「信用事業粗利益/信用事業資産平均残高×100」で算出をしています。

2. 「事業粗利益率」は、「事業粗利益/総資産平均残高×100」で算出をしています。

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	6 年度			7 年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	295,353	2,156	0.73	290,646	2,763	0.95
うち預金	193,553	1,185	0.61	181,867	1,580	0.87
うち有価証券	23,853	255	1.07	23,196	250	1.08
うち貸出金	77,946	715	0.92	85,582	932	1.09
資金調達勘定	295,900	174	0.06	293,015	614	0.21
うち貯金・定期積金	294,553	174	0.06	293,010	614	0.21
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,346	—	0.00	5	—	—
総資金利ざや	—	—	0.26	—	—	0.33

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達利回り（資金調達原価率：0.62%）

2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。

3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	6 年度増減額	7 年度増減額
受取利息 (A)	200	607
うち預金	251	394
うち有価証券	5	△4
うち貸出金	△56	217
支払利息 (B)	117	439
うち貯金・定期積金	117	439
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差引(C) = (A) - (B)	82	167

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。
3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
流動性貯金	130,135 (44.2)	134,142 (45.8)	4,007
定期性貯金	164,418 (55.8)	158,868 (54.2)	△5,550
小 計	294,553 (100.0)	293,010 (100.0)	△1,543
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合 計	294,553 (100.0)	293,010 (100.0)	△1,543

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋納税準備貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
定期貯金	153,705 (100.0)	149,302 (100.0)	△4,403
うち固定自由金利定期	153,698 (99.9)	149,294 (99.9)	△4,404
うち変動自由金利定期	7 (0.1)	7 (0.1)	0

- (注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
手形貸付金	34	24	△10
証書貸付金	75,328	81,678	6,350
当座貸越	427	427	0
割引手形	—	—	—
金融機関貸付金	2,156	3,452	1,296
合 計	77,946	85,582	7,636

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
固定金利貸出	38,383 (48.3)	37,288 (42.6)	△1,095
変動金利貸出	41,108 (51.7)	50,150 (57.4)	9,042
合 計	79,491 (100.0)	87,439 (100.0)	7,948

- (注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
自 店 貯 金 担 保	235	229	△5
有 価 証 券 担 保	—	—	—
商 業 手 形 担 保	—	—	—
不 動 産 担 保	66,376	69,839	3,463
共 済 証 書	930	822	△108
そ の 他 担 保	—	—	—
担 保 合 計	67,542	70,891	3,348
農業信用基金協会保証	4,126	4,199	73
個 人 保 証	261	303	42
そ の 他 保 証	1,008	1,321	313
保 証 合 計	5,395	5,825	429
信 用 貸 越	6,553	10,723	4,169
合 計	79,491	87,439	7,947

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小 計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
設 備 資 金	73,186 (92.1)	79,325 (90.7)	6,139
運 転 資 金	6,305 (7.9)	8,114 (9.3)	1,809
合 計	79,491 (100.0)	87,439 (100.0)	7,948

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
農 業	8,670 (11.0)	8,872 (10.1)	202
林 業	38 (0.1)	34 (0.1)	△4
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	11,917 (15.0)	13,059 (15.0)	1,142
鉱 業	209 (0.2)	200 (0.2)	△9
建設・不動産業	12,975 (16.3)	12,854 (14.7)	△121
電気・ガス・熱供給水道業	736 (0.9)	815 (0.9)	79
運輸・通信業	2,962 (3.7)	3,060 (3.5)	98
金融・保険業	2,855 (3.6)	4,810 (5.5)	1,955
卸売・小売・サービス業・飲食業	15,409 (19.4)	16,687 (19.1)	1,278
地方公共団体	5,639 (7.1)	7,732 (8.8)	2,093
非営利法人	134 (0.1)	143 (0.2)	9
そ の 他	17,942 (22.6)	19,168 (21.9)	1,226
合 計	79,491 (100.0)	87,439 (100.0)	7,948

(注) () 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
穀作	862	934	71
野菜・園芸	732	883	151
果樹・樹園農業	743	811	68
工芸作物	29	27	△1
養豚・肉牛・酪農	236	215	△21
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	538	591	52
農業関連団体等	—	—	—
合 計	3,143	3,464	320

(注)

1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、⑥貸出金の業種別残高は、債務者の業種で、⑦主要な農業関係の貸出金残高は、資金使途別の貸出金残高であり、集計方法が異なるため、貸出金残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
プロパー資金	2,013	2,185	171
農業制度資金	1,130	1,278	148
農業近代化資金	1,121	1,274	153
その他制度資金	8	4	△4
合 計	3,143	3,464	320

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	2,371	3,012	640
その他	141	131	△10
合 計	2,512	3,143	630

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額				(参考)
			担保	保証	引当	合計	購買未収金
破産更生債権及び これらに準ずる債権 (A)	6年度	7	1	0	6	7	8
	7年度	24	1	17	5	24	7
危 険 債 権 (B)	6年度	69	65	3	0	69	0
	7年度	—	—	—	—	—	—
要 管 理 債 権 (C)	6年度	—	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 債 権	6年度	—	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	6年度	—	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—	—
小 計 (D=A+B+C)	6年度	77	67	3	6	77	8
	7年度	24	1	17	5	24	7
正 常 債 権 (E)	6年度	80,847					846
	7年度	89,076					969
合 計 (D+E)	6年度	80,924					854
	7年度	89,101					977

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

【令和6年度】

(単位：百万円)

種 類	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	93	14	—	93	14
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0
うち信用事業	0	0	—	0	0
うち共済事業	—	—	—	—	—
うち購買事業	0	0	—	0	0
うち販売事業	0	0	—	0	0
うちその他事業	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	93	14	—	93	14
うち信用事業	82	6	—	82	6
うち購買事業	9	7	—	9	7
うち販売事業	0	0	—	0	0

【令和7年度】

(単位：百万円)

種 類	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	14	14	—	14	14
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0
うち信用事業	0	0	—	0	0
うち共済事業	—	—	—	—	—
うち購買事業	0	0	—	0	0
うち販売事業	0	0	—	0	0
うちその他事業	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	14	13	—	14	13
うち信用事業	6	5	—	6	5
うち購買事業	7	7	—	7	7
うち販売事業	0	—	—	0	—

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度
貸出金償却額（信用）	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		6 年度		7 年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	77,486	294,482	82,804	298,334
	金額	73,451	102,566	77,667	110,124
代金取立為替	件数	—	1	—	—
	金額	—	2	—	—
雑為替	件数	3,635	2,946	3,039	2,379
	金額	2,007	2,369	1,779	1,840
合 計	件数	81,121	297,429	85,843	300,713
	金額	75,459	104,937	79,447	111,965

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
国 債	17,049	16,149	△899
地 方 債	699	698	△1
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	6,103	6,348	244
株 式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	23,853	23,196	△656

② 商品有価証券種類別平均残高

令和6年度・7年度において、該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
6 年度								
国債	—	—	5,634	2,063	2,314	6,353	—	16,366
地方債	—	505	—	—	96	78	—	680
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	299	2,306	96	1,220	1,424	633	—	5,980
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
7 年度								
国債	—	1,326	613	2,886	3,100	5,061	—	12,988
地方債	—	200	—	92	—	140	—	433
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	397	1,993	764	1,273	1,370	245	—	6,044
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

売買目的有価証券については、当 J A では投機的運用を行わないため保有しておりません。

[満期保有目的有価証券]

満期保有目的有価証券については、保有しておりません。

〔 其他有価証券 〕

(単位：百万円)

	種 類	6 年度			7 年度		
		取 得 価 額	貸借対照表計上額	差 額	取 得 価 額	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取 得価額を超 えるもの	国 債	8,191	8,337	145	1,933	1,940	6
	地 方 債	500	505	5	200	200	0
	社 債	1,600	1,616	16	1,400	1,402	2
	小 計	10,291	10,459	167	3,533	3,543	9
貸借対照表 計上額が取 得価額を超 えないもの	国 債	8,946	8,029	△917	12,595	11,048	△1,547
	地 方 債	200	174	△25	271	233	△38
	社 債	4,600	4,363	△236	5,000	4,641	△358
	小 計	13,746	12,567	△1,178	17,867	15,923	△1,944
合 計		24,037	23,026	△1,010	21,401	19,466	△1,934

注) 取得価額は償却原価によっております。

② 金銭の信託の時価情報等

令和6年度・7年度において、該当する取引はありません。

(注) 当組合は、農業協同組合法施行令第32条第1項に規定する特定農業協同組合です。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

令和6年度・7年度において、該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		6 年度		7 年度	
		件数	金額	件数	金額
生命 総合 共済	終身共済	19,170	138,834,808	18,913	132,612,409
	定期生命共済	1,027	11,584,090	1,064	11,865,890
	養老生命共済	7,959	37,967,110	7,128	32,547,344
	うちこども共済	5,013	17,142,080	4,859	15,660,398
	医療共済	14,353	3,930,750	14,155	3,462,450
	がん共済	6,332	458,500	6,508	422,500
	定期医療共済	294	327,500	273	311,100
	介護共済	3,369	7,213,380	3,435	7,495,140
	認知症共済	370		375	
	生活障害共済	1,299		1,312	
	特定重度疾病共済	2,404		2,464	
	年金共済	11,077	176,000	10,771	176,000
	建物更生共済	21,250	362,393,139	20,692	357,328,887
合 計		88,904	562,885,278	87,090	546,221,721

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	6 年度		7 年度	
	件数	金額	件数	金額
医 療 共 済		46,120		40,070
	14,353	1,146,411	14,155	1,275,703
が ん 共 済		37,190		30,730
	6,332		6,508	170,400
定期医療共済	294	1,485	273	1,376
合 計		84,795		72,176
	20,979	1,146,411	20,936	1,446,103

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

2. 「医療共済」、「がん共済」および「合計」の上段は入院共済金額、下段は治療共済金額です。

(3) 介護系その他共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	6 年度		7 年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	3,369	11,149,570	3,435	11,757,406
認知症共済	370	685,600	375	682,100
生活障害共済（一時金型）	881	6,484,000	875	6,358,000
生活障害共済（定期年金型）	418	406,620	437	423,160
特定重度疾病共済	2,404	4,123,700	2,464	4,186,400

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	6 年度		7 年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	9,342	5,252,451	9,012	4,904,114
年金開始後	1,735	988,875	1,759	998,341
合 計	11,077	6,241,326	10,771	5,902,456

(注) 金額は年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額）です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	6 年度			7 年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	2,021	29,169,200	38,094	2,110	30,789,830	41,633
自動車共済	24,023		1,029,723	24,325		1,075,312
傷害共済	15,390	46,020,600	33,844	14,646	46,948,600	33,657
定額定期生命共済	1	2,000	25	1	2,000	25
賠償責任共済	404		2,059	387		2,092
自賠責共済	6,099		102,590	6,324		106,226
合 計	47,938		1,206,336	47,793		1,258,947

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	6 年度	7 年度	増 減
総資産経常利益率	0.09	0.07	△0.02
資本経常利益率	1.22	0.95	△0.27
総資産当期純利益率	0.05	0.06	0.01
資本当期純利益率	0.61	0.77	0.16

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率 = 経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

= 当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		6 年度	7 年度	増 減
貯貸率	期 末	27.26	29.93	2.67
	期中平均	26.46	29.21	2.75
貯証率	期 末	7.90	6.66	△1.24
	期中平均	8.10	7.92	△0.18

(注) 1. 貯貸率（期末） = 貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均） = 貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期末） = 有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均） = 有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	6 年度	7 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	25,225	25,232
うち、出資金及び資本準備金の額	4,547	4,480
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	20,772	20,922
うち、外部流出予定額 (△)	44	43
うち、上記以外に該当するものの額 (△)	50	131
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	25,226	25,233
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	85	82
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	85	82
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	85	82
自己資本		
自己資本の額（（イ）—（ロ）） (ハ)	25,141	25,150

項 目	6 年度	7 年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	125,684	133,824
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	8,782	
信用リスク・アセット調整額		—
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	134,467	137,494
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	18.69	18.29

（注） 1. 自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額については標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		6年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	1,465	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	17,210	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	6,350	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	1,408	140	5
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	188,503	37,700	1,508
	法人等向け	5,521	2,666	106
	中小企業等向け及び個人向け	18,184	5,187	207
	抵当権付住宅ローン	7,503	2,543	101
	不動産取得等事業向け	4,430	4,327	173
	三月以上延滞等	8	0	0
	取立未済手形	31	6	0
	信用保証協会等保証付	39,845	3,953	158
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	993	993	39
	（うち出資等のエクスポージャー）	993	993	39
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	33,042	68,164	2,726
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段等に係るエクスポージャー）	22,731	56,827	2,273
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	688	1,721	68
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	9,623	9,615	384

証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る経過措置によりリスク ・アセットの額に算入されなかったものの額 （△）	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	324, 501	125, 684	5, 027
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	324, 501	125, 684	5, 027
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して 得た額		所要 自己資本額
	a		b = a × 4%
	8, 782		351
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要 自己資本額
	a		b = a × 4%
	134, 467		5, 378

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を
原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）の
ことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞
している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業
者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポー
ジャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に
係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前
の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信
用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用して
います。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額
ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,214	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,586	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	8,216	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	1,408	140	5
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	181,541	36,308	1,452
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	5,030	1,903	76
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	8,394	2,719	108
	(うちトランザクター向け)	58	26	1
	不動産関連向け	25,478	14,443	577
	(うち自己居住用不動産等向け)	10,882	2,473	98
	(うち賃貸用不動産向け)	13,138	10,397	415
	(うち事業用不動産関連向け)	1,457	1,573	62
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
	(うちADC向け)	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け (自己居住用不動産関連向けを除く。)	7	0	0
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	7	1	0
	取立未済手形	66	13	—
	信用保証協会等による保証付	42,337	4,207	168

株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
株式等		993	993	39
共済約款貸付		—	—	—
上記以外		34, 909	73, 091	2, 923
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	24, 752	61, 882	2, 475
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	701	1, 754	70
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	9, 455	9, 455	378
証券化		—	—	—
	(うち STC 要件適用分)	—	—	—
	(短期 STC 要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計		324, 193	133, 824	5, 352
CVA リスク相当額 ÷ 8% (簡便法)		—	—	—

中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	324, 193	133, 824	5, 352
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額をの合計額を 8％で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	—	—	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8％で 除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	3, 669	146	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	137, 494	5, 499	

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(百万円)	
	7 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	3, 669
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	146
B I	2, 446
B I C	293

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び 延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		6年度				7年度			
		信用リスク に関するエ クスポー ジャーの期末 残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延 滞エクスポ ージャー	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの期末 残高	うち 貸出金等	うち 債券	延滞エク スポー ジャー
法人	農業	982	892	—	—	1,048	958	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	901	—	901	—	1,102	—	1,102	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,752	1,551	200	—	1,616	1,416	200	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	2,304	—	2,304	—	2,004	—	2,004	—
	運輸・通信業	601	—	600	—	601	—	601	—
	金融・保険業	213,442	1,606	1,809	—	208,839	3,628	2,110	—
	卸売・小売・飲食 ・サービス業	938	2	400	—	936	0	400	—
	日本国政府・ 地方公共団体	23,312	5,394	17,911	—	22,594	7,528	15,058	—
	上記以外	605	605	—	8	551	551	—	—
	個人	69,471	69,471	—	0	73,518	73,518	—	—
その他		10,187	—	—	—	11,378	—	—	—
業種別残高計		324,501	79,525	24,129	8	324,193	87,603	21,477	—
	1年以下	189,420	610	300		182,552	603	400	
	1年超3年以下	4,593	1,782	2,811		5,579	2,037	3,542	
	3年超5年以下	8,336	2,681	5,654		3,946	2,529	1,417	
	5年超7年以下	7,164	3,810	3,354		8,243	3,767	4,476	
	7年超10年以下	8,777	4,828	3,948		16,634	11,831	4,803	
	10年超	73,489	65,430	8,059		73,173	66,334	6,838	
	期限の定めのないもの	32,718	381	—		34,062	499	—	
	残存期間別残高計	324,501	79,525	24,129		324,193	87,603	21,477	

（注）

1. 当JAは、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、信用リスクに関するエクスポージャーは国内のみとなります。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	6 年度					7 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	93	14	—	93	14	14	13	—	14	13

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		6 年度						7 年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食 ・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		93	14	—	93	14	—	14	13	—	14	13	—
業種別計		93	14	—	93	14	—	14	13	—	14	13	—

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

[7年度]

(単位：百万円、%)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセット の額	
	—	A	B	C	D	E	$F(=E/(C+D))$
現金	0	1,214	—	1,214	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	14,586	—	14,586	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	8,216	—	8,216	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	1,408	—	1,408	—	140	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	181,541	—	181,541	—	36,308	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	5,030	—	5,030	—	1,903	38
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	8,307	865	8,148	86	2,719	33
（うちトラランザクター向け）	45	—	586	—	58	26	45
不動産関連向け	20～150	25,478	—	25,148	—	14,443	57
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	10,882	—	10,873	—	2,473	23
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	13,138	—	12,841	—	10,397	81
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	1,457	—	1,433	—	1,573	110
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	0	—	0	—	0	50
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	1	—	1	—	1	100
取立未済手形	20	66	—	66	—	13	20
信用保証協会等による保証付	0～10	42,337	—	42,071	—	4,207	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	993	—	993	—	993	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	34,909	—	34,909	—	73,091	209

(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	24,752	—	24,752	—	61,882	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	701	—	701	—	1,754	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	9,455	—	9,455	—	9,455	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					133,824	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を
勘案した後のエクスポージャーの額

[7 年度]

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,586,073										0		14,586,073
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
我が国の地方公共団体向け	8,216,826										0		8,216,826
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機関向け													
我が国の政府関係機関向け			1,408,972								0		1,408,972
地方三公社向け													
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		合計
国際開発銀行向け													
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	181,535,961		5,810										181,541,872
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）											101		
	10%		15%		20%		25%		35%		100%		合計
カバード・ボンド向け													
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	2,004,869		3,005,466										5,030,335
（うち特定貸付債権向け）											20,000		
	100%			150%			250%			400%			合計
劣後債権及びその他資本性証券等株式等													
							993,622			0			993,622
	45%			75%			100%			その他			合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	58,670			1,342,907			139,776			6,694,057			8,235,410
（うちトランザクター向け）	58,670									0			58,670
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	597,939				13,152						536,342	9,726,254	10,873,687
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け						6,809,518			6,011,017		20,936	12,841,471	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	402,777				623,250				403,837		3,803		1,433,667
	60%				その他					合計			
不動産関連向け うちその他不動産関連向け													
	100%				150%				その他				合計
不動産関連向け うちADC向け													
	50%			100%			150%			その他			合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	329			0			0			0			329
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				1,436						0			1,436
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	1,214,086								0		1,214,086		
取立未済手形					66,341				0		66,341		
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0		42,068,479						2,696		42,071,175		
共済約款貸付	0								0		0		

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		6 年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	25,989	25,989
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	40,942	40,942
	リスク・ウェイト 20%	1,502	203,477	204,980
	リスク・ウェイト 35%	—	7,267	7,267
	リスク・ウェイト 50%	3,306	8	3,314
	リスク・ウェイト 75%	—	2,937	2,937
	リスク・ウェイト 100%	—	15,649	15,649
	リスク・ウェイト 150%	—	0	0
	リスク・ウェイト 250%	—	23,419	23,419
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%を適用する残高		—	—	—
合 計		4,808	319,692	324,501

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 「リスク・ウェイト 1250%を適用する残高」には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	7 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与信相当 額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	268,290	—	—	267,862
40%～70%	10,411	586	10	10,276
75%	1,872	258	10	1,879
80%	—	0	10	0
85%	321	—	—	321
90%～100%	140	9	10	141
105%～130%	6,748	—	—	6,634
150%	404	—	—	403
250%	993	—	—	993
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	10	10	1
合計	289,183	865	10	288,515

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保」付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自組合貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	6 年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	—	—
中小企業等向け及び個人向け	60	14,943
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	21	—
三月以上延滞等	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	81	14,943

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%以上になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・固定資産等が含まれます。

(単位：百万円)

	7 年度		
	適格金融資産担保	保証 n	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20,000	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	23,730	6,343	—
自己居住用不動産等向け	5,256	10,314	—
賃貸用不動産向け	20,935	—	—
事業用不動産関連向け	3,801	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	73,723	16,657	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当J Aは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当J Aでは、「オペレーショナル・リスク」を、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについては、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク管理委員会等に報告する体制を整備し、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

◇B Iの算出方法

B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）およびF C（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、I L D C、S CおよびF Cの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L Mの算出方法

I L M（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 J A においては、これらを①子会社等出資、②その他有価証券、③系統出資及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J A の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や A L M などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する A L M 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャー又は株式等の評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	6 年度		7 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	22,117	22,117	22,117	22,117
合 計	22,117	22,117	22,117	22,117

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

6 年度			7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

6 年度		7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

6 年度		7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	6 年度	7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金利の変化により保有する資産・負債の損益又は経済的価値が変動するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算定要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.2年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\angle$ EVE 及び $\angle$ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

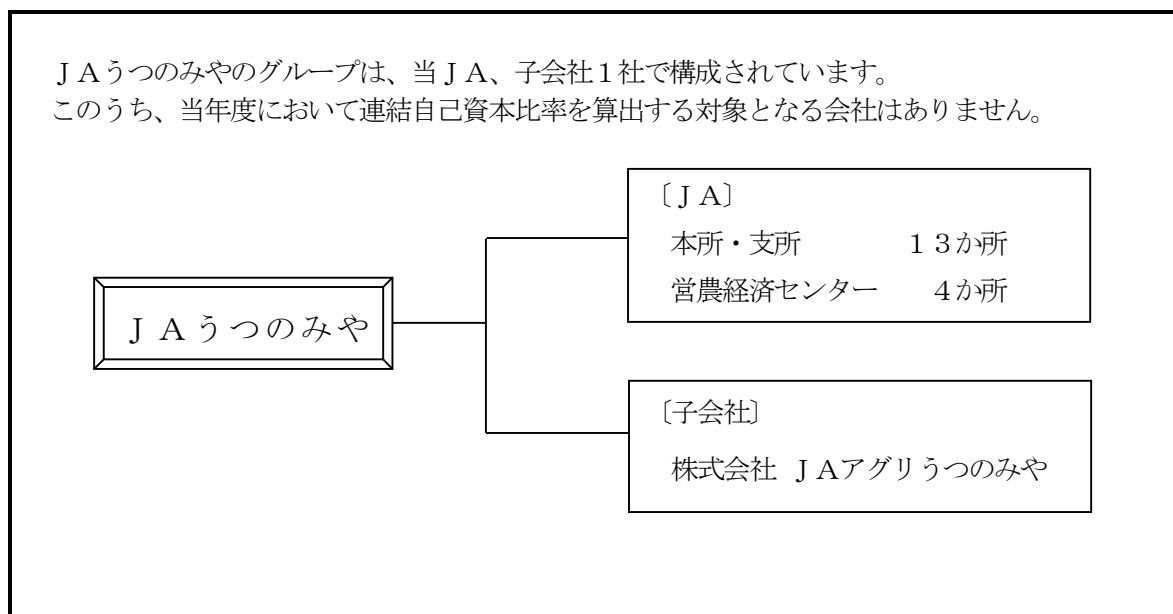
IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	1,268	1,016	272	286
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,163	943		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	127	29		
7	最大値	1,268	1,016	272	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	25,141		25,141	

(注)

1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

VI グループの概況

1. グループの事業系統図



2. 子会社の状況

(単位：百万円、%)

名 称	所 在 地	事業内容	設 立 年月日	資本金	当 J A の 議決権比率	当 J A 及び 他の子会社等の 議決権比率
株式会社 J Aアグリ うつのみや	宇都宮市中里町 1435 番地 1	農畜産物の 生産・加工 及び販売	平成 25 年 8 月 29 日	90	99.9	99.9

3. 子会社の財産及び損益の状況

(1) 貸借対照表

令和8年2月28日現在

株式会社 JAアグリうつのみや

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	124,350	【流動負債】	16,203
(現金・預金)	113,531	未 払 金	9,748
普通預金	113,531	仮 受 金	370
(棚卸資産)	8,436	未払法人税等	6,083
仕 掛 品	3,454	【固定負債】	20,800
原 材 料	4,982	長期借入金	2,100
(その他流動資産)	2,382	農業経営基盤強化準備金	18,700
未 収 金	2,373	負債の部合計	37,003
前払費用	8	純 資 産 の 部	
【固定資産】	9,125	【株主資本】	96,472
(有形固定資産)	8,049	資 本 金	90,000
構 築 物	285	繰越利益剰余金	6,472
機械及び装置	13,588	(うち当期利益)	6,267
車両運搬具	778	純資産の部合計	96,472
工具器具備品	7,746		
減価償却累計額	△ 14,349		
(投資等)	1,076		
出 資 金	50		
経営安定積立金	1,026	負債・純資産の部合計	133,476
資産の部合計	133,476		

(2) 損益計算書

令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

株式会社 JAアグリうつのみや

(単位:千円)

科 目	金 額	合 計
【売上高】		100,460
売上高(いちご)	14,698	
売上高(米)	62,814	
売上高(麦)	2,011	
売上高(大豆)	111	
売上高(野菜)	94	
作業受託収入	2,566	
事業雑収入	18,163	
【売上原価】		45,299
当期製品製造原価	45,299	
(売上総利益)		55,160
【販売費・一般管理費】		26,822
販売費・一般管理費	26,822	
(営業利益)		28,338
【営業外収益】		1,173
一般助成収入	712	
雑収入	461	
(経常利益)		29,512
【特別損失】		17,161
農業経営強化準備金繰入	15,000	
固定資産圧縮損	2,161	
税引前当期利益		12,351
法人税及び住民税		6,083
当期利益		6,267

【役職員の報酬等】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の支払総額及び支払方法について

令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、報酬は所定日に指定口座への振り込みにより支払っています。

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理 事	58,772	58,800
監 事	13,933	14,000
合 計	72,705	72,800

(注) 1. 対象役員は、理事25名、監事6名です。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支払う報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって決定しています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬等審議会（組合員から選出された委員4人及び学識経験者1人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

2. 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、該当する者はいません。

(注) 1. 職員等には、期中に退職した者も含めています。

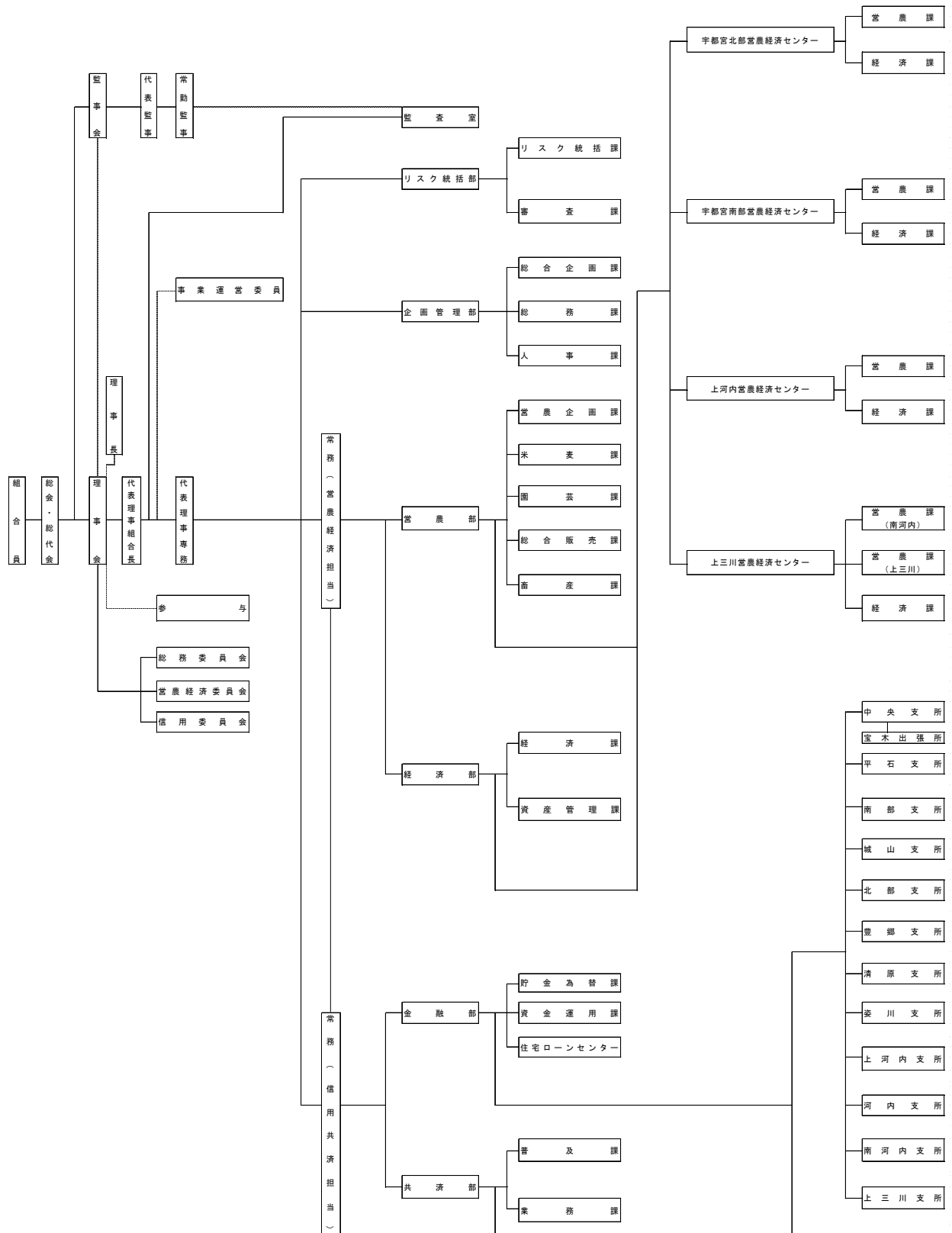
2. 「同等額」は、令和7年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

3. その他

当JAの対象役員及び職員等の報酬等については、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。

【JAの概要】

1. 機構図（令和8年5月末日現在）



（注1）「農協委員」は、令和8年2月28日をもって廃止しました。

（注2）常務は「代表理事常務」から「常務」とし、「常務（金融担当）」から「常務（信用共済担当）」に変更しました。

2. 役員構成（役員一覧）

（令和8年5月末現在）

区 分			氏 名	備考	区 分			氏 名	備考
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無		
組 合 長	常 勤	有	佐藤 俊伸	※1	理 事	非常勤	無	福嶋 修	※1
専務理事	常 勤	〃	半田 光隆	※1	〃	〃	〃	鈴木 和弘	※1
常務理事	常 勤	無	阿久津敏明	※2	〃	〃	〃	岡本 幸子	
常務理事	常 勤	〃	手塚 勉	※2	〃	〃	〃	荒井 英樹	
理 事	非常勤	〃	本多 幸子	※2	〃	〃	〃	稲葉 隆一	※1
〃	〃	〃	坂入 典文	※1	〃	〃	〃	山口 幸夫	※1
〃	〃	〃	丸山 明子	※2	〃	〃	〃	上野 誠	※1
〃	〃	〃	鈴木 正光	※1	〃	〃	〃	篠塚 邦善	※1
〃	〃	〃	天谷 玉枝	※2	〃	〃	〃	大森 貞克	※1
〃	〃	〃	今泉 弘	※1	監 事	非常勤	—	矢古宇 克	代表監事 員外監事
〃	〃	〃	半田 仁一	※1	〃	〃	—	篠原 貴也	
〃	〃	〃	高木 浩巳	※1	〃	〃	—	星野 登	
〃	〃	〃	金田 裕重	※1	〃	〃	—	菊地 和久	
〃	〃	〃	岡田 修一	※2	〃	〃	—	釜井 誠	
〃	〃	〃	半田 俊夫	※2	〃	常 勤	—	吉澤 善行	常勤監事
〃	〃	〃	郷間 清博	※1					

（注）備考欄の記載内容は次のとおりです。

※1 認定農業者に該当するもの（農協法第30条第12項第1号）

※2 実践的能力者に該当するもの（同 第12項第2号）

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和8年6月現在）

所在地：東京都港区芝

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	6 年度	7 年度	増 減
正組合員	10,484	10,261	△223
個 人	10,414	10,186	△228
法 人	70	75	5
准組合員	9,742	10,029	287
個 人	9,449	9,735	286
法 人	293	294	1
合 計	20,226	20,290	64

5. 組合員組織の状況（令和8年2月末現在）

(単位：人)

組 織 名	構成員数 (人)	組 織 名	構成員数 (人)
苺専門部	264	いきいき野菜クラブ	8
玉葱専門部	163	梅専門部	8
ほうれん草専門部	93	生姜部会	8
ニラ専門部	92	レタス専門部	7
梨専門部	89	宇都宮花木生産部会	7
トマト専門部	86	バラ専門部	6
茄子専門部	86	菊専門部	5
グリーンアスパラガス専門部	58	球根切花専門部	5
春菊専門部	55	キウイフルーツ専門部	3
ねぎ専門部	50	ジュース用トマト生産グループ	2
胡瓜専門部	41	和牛改良専門部会	31
干瓢専門部	29	肥育牛部会	22
南河内蔬菜部会	25	養豚専門部会	5
きのこ専門部	24	水稻病虫害防除協議会	1,309
ブロッコリー専門部	23	耕種受検組合	2,459
ぶどう専門部	19	年金受給者友の会	12,709
りんご専門部	17	資産管理部会	304
モロヘイヤ専門部	12	青壮年部	143
旬菜乃会	11	みどり会	412
スイートコーン専門部	9	あじさい会	26
上三川花き研究会	9	なの花会	25

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

7. 共済代理店の状況

(令和8年2月末日現在)

管轄支所	代理店名	郵便番号	住 所	電話番号
中央	手塚モータース	320-0058	宇都宮市上戸祭1-1-21	028-622-1855
平石	西沢自動車整備工場	321-0901	宇都宮市平出町3538-1	028-661-7259
	七福モータース整備工場	321-0903	宇都宮市下平出町1582-1	028-662-0434
南部	江曾島モータース	321-0107	宇都宮市江曾島町1077-1	028-658-7530
	金田輪栄モータース	321-0913	宇都宮市上桑島町646-4	028-656-5353
城山	オートサービスタカハシ	321-0343	宇都宮市田下町461	028-652-4455
北部	石川輪業商会	321-2118	宇都宮市新里町丙225	028-665-1239
	(有)斉藤自動車整備工場	321-2114	宇都宮市下金井町522-3	028-665-1635
	池田自動車整備工場	321-2116	宇都宮市徳次郎町1957-7	028-665-2424
	有限会社 蘭田モータース	321-2104	宇都宮市上小池町439	028-669-2711
	オートガレージヒロ	321-2102	宇都宮市篠井町2651-2	028-669-3188
姿川	有限会社 笑和自動車整備工場	320-0852	宇都宮市下砥上町1538-4	028-658-2096
上河内	(有)横塚自動車	321-0414	宇都宮市中里町1585	028-674-3270
	ハナヅカ自動車	321-0402	宇都宮市今里町57-2	028-674-3272
	有限会社 関根商事	321-0412	宇都宮市関白町342-1	028-674-2186
	小林自動車	321-0403	宇都宮市下小倉町2707	028-674-3689
	篠原自動車整備工場	321-0403	宇都宮市下小倉町825	028-674-2731
	村上オートサービス	321-0403	宇都宮市下小倉町1900-2	028-674-3798
河内	ニューサービス 小野木	321-0401	宇都宮市上小倉町2175-4	028-674-3013
	東明钣金塗装	329-1103	宇都宮市東岡本町242-5	028-673-1938
	(株)JAグリーンとちぎ	329-1105	宇都宮市中岡本町2713-1	028-673-2911
	SAITO AUTO	329-1105	宇都宮市中岡本町537-2	028-673-1074
	有限会社 北山自動車商会	329-1104	宇都宮市下岡本町3725-1	028-671-0061
	田原自動車(株)	329-1112	宇都宮市上田原町142-1	028-672-0158
南河内	藤田輪業(メカショップ フジタLTP)	329-1102	宇都宮市白沢町2017	028-673-4393
	(有)小島自動車	323-0113	下野市上坪山763-1	0285-48-1888
	(有)曾根自動車	323-0115	下野市下坪山1878	0285-48-2258
	西田自動車	323-0102	下野市上吉田500-1	0285-48-2388
	(株)野口自動車	329-0431	下野市薬師寺1768	0285-48-0129
	カードック小川	329-0524	河内郡上三川町多功517-5	0285-53-3023
	富永オートサービス	329-0421	下野市成田396	0285-48-0645
	海老原自動車	329-0425	下野市田中412	0285-48-0826
上三川	(株)ランナーズオート	329-0432	下野市仁良川1571-11	0285-48-5199
	前原輪業	329-0611	河内郡上三川町上三川5067-6	0285-56-2347
	早瀬輪店	329-0613	河内郡上三川町坂上106	0285-56-8410
	高田モータース	329-0602	河内郡上三川町東汗112	0285-56-2630
	羽石自動車工業	329-0607	河内郡上三川町西汗1507-3	0285-56-4974
	稲葉モータース	329-0529	河内郡上三川町下神主76-2	0285-53-1108
	有限会社 カーメイクヒロ	329-0521	河内郡上三川町石田2073-1	0285-56-1121
	旭自動車(株)	329-0431	下野市薬師寺3364	0285-44-1320

8. 沿革・あゆみ

年 月		主 な 事 項
平成10年	3月	宇河地区5JAが合併し、宇都宮農業協同組合が発足
	3月	組合員向け広報誌「アグリジャンプ」創刊
	10月	コミュニティー広報誌「アグリうつのみや」創刊
	11月	横山低温倉庫竣工
	12月	貯金2千億円達成
平成11年	1月	篠井地区ライスセンター竣工
	9月	明治低温倉庫竣工
	11月	上三川営農経済センター購買店舗開所
	12月	南河内営農経済センター購買店舗開所
平成12年	2月	デイサービスセンター「ほほえみ豊の郷」開所
	6月	組合員意向調査実施
	7月	シャイニングプラン21キックオフ大会開催
	9月	オリジナルブランド米「みやおとめ」販売開始
平成13年	3月	ホームページ開設
	5月	「農林水産大臣表彰」共済保有契約優績表彰 受賞
	8月	北部地区低温ラック式自動農業倉庫竣工
	10月	経済事業新配送体制開始
	11月	大豆共同乾燥調製施設竣工
	11月	JAネットバンク取扱い開始
平成14年	9月	JA総合診断（組合員・職員アンケート調査）実施
平成16年	1月	上三川営農経済センター農機具倉庫竣工
	2月	トマト・梨統一選果場竣工
	11月	デイサービスセンター「ほほえみ上三川」竣工・開所
平成17年	4月	「地域No.1運動」実践開始
	4月	花卉集出荷施設・パッケージセンター竣工
平成18年	3月	南河内統合事務所竣工
	5月	南河内ライスセンター竣工
	6月	組合員意向調査実施
平成19年	1月	ATM生体認証取扱開始
	3月	越冬トマト専門部「全農安心システム」認証
	3月	「食と農を考えるフォーラム2007」
	4月	「リスク管理課」創設
	5月	WTO・EPA集會に3,000人
	10月	合併10周年記念式典
平成20年	3月	園芸振興大会開催
	6月	合併10周年記念「地産地消フェア」
	6月	越冬トマト専門部「JGAP（日本版農業生産工程管理）」認証
	11月	生産資材高騰対策会議
平成21年	3月	「宇都宮牛」県内販売を再開
	4月	機構改革により「園芸施設課」、「直販課」、「園芸指導課」が発足
	7月	「農業電子図書館」稼働
平成22年	3月	「えきの市場」農産物直売所オープン
	10月	事業体制再構築（案）説明会を各地区で開催（10月13日～11月26日）
平成23年	1月	TTP交渉への参加阻止栃木県民集会へ参加

平成 24 年	3 月	「道の駅しもつけ」にて J A うつのみやブースをオープン
	2 月	北部地区カントリーエレベーター竣工
平成 25 年	3 月	事業体制再構築に伴い、支所統合再編（豊郷・清原・河内・上三川）
	4 月	事業体制再構築に伴い、支所統合再編（平石・上河内）
平成 26 年	8 月	J A グリーンかみかわちオープン
	8 月	(株) J A アグリ うつのみや設立
	3 月	事業体制再構築に伴い、支所統合再編（北部）
	3 月	J A グリーンふれあいオープン
平成 27 年	4 月	機構改革により「リスク管理課」を「総合企画課」と統合
	3 月	事業体制再構築に伴い、支所統合再編（南部）
	3 月	J A グリーンインターパークオープン
平成 28 年	4 月	東日本大震災による建物損害に伴い、支所新築（城山）
	3 月	新トマト・梨選果施設竣工
	4 月	機構改革により「営農企画課」、「園芸課」、「総合販売課」が発足
	4 月	各営農経済センターの「農機係」を集約した「農業機械課」が発足
	9 月	直売所ネットワーク事業スタート
平成 29 年	1 1 月	准組合員向け広報誌「アグリ うつのみや J O I N」創刊
	2 月	地域農業振興大会開催
	5 月	「営農振興・担い手育成積立金」創設
平成 30 年	1 2 月	合併 2 0 周年記念式典
	3 月	合併 2 0 周年記念「地産地消フェア」
	4 月	機構改革により「リスク統括課」が発足
平成 31 年	1 1 月	宇都宮市との地域包括連携協定を締結
	1 2 月	J A の自己改革に関する組合員アンケート実施（～平成 31 年 4 月）
	4 月	機構改革により「業務課」が発足
	4 月	「上三川いきいきプラザ農産物直売所」オープン（上三川町より運営受託）
令和元年	7 月	無料職業紹介事業を開始（県域 W E B サイト開設）
令和 2 年	3 月	梨専門部有志「とちぎ G A P の第三者確認」認証
令和 3 年	1 1 月	下野市との地域包括連携協定を締結
	1 2 月	上三川町との地域包括連携協定を締結
	3 月	機構改革により「住宅ローンセンター」が発足
	4 月	建物老朽化に伴い、宝木出張所新築（住宅ローンセンター併設）
令和 4 年	3 月	准組合員モニター制度設置
令和 5 年	4 月	貯金 3 千億円達成
	9 月	営農経済事業改革に伴い、「農業機械課」を全農とちぎとの一体運営方式に変更
	4 月	営農経済事業改革に伴い、8 営農経済センターを 4 営農経済センターに集約
	4 月	機構改革により「リスク統括部」、「企画管理部」が発足
令和 6 年	4 月	貸出業務を再編（本所・南部の 2 拠点）
令和 7 年	6 月	全農との一体運営による青果物集出荷施設の利用開始
	7 月	「地域農業振興大会」を開催
令和 8 年	2 月	南部地区ライスセンター竣工

9. 店舗等のご案内

○支所等

(令和8年4月1日現在)

店舗名	住 所	電話番号	A T M数
本 所	〒320-0031 宇都宮市戸祭元町 3-10	028-625-3380	1 台
中 央 支 所	〒320-0806 // 中央 1-9-7	// 633-3467	1 台
宝木出張所	〒320-0061 // 宝木町 1-2591-1	// 622-6111	1 台
平石支所	〒321-0901 // 平出町 1769 - 3	// 661-4311	1 台
南部支所	〒321-0113 // 砂田町 526	// 656-1020	2 台
城山支所	〒320-0065 // 駒生町 2326-2	// 652-0711	1 台
北部支所	〒321-2118 // 新里町丙 286-1	// 665-0003	1 台
豊郷支所	〒321-0975 // 関堀町 199-1	// 624-8011	1 台
清原支所	〒321-3236 // 竹下町 333-2	// 667-0151	1 台
姿川支所	〒320-0852 // 下砥上町 1486-1	// 658-6881	1 台
上河内支所	〒321-0403 // 下小倉町 1218	// 674-3333	1 台
河内支所	〒329-1102 // 白沢町 1797	// 673-3135	1 台
南河内支所	〒329-0425 下野市田中 579-1	0285-48-2211	1 台
上三川支所	〒329-0611 河内郡上三川町大字上三川 3237	// 55-1510	1 台

○営農経済センター

店舗名	住 所	電話番号
宇都宮北部営農経済センター	〒321-2118 宇都宮市新里町丙 286-1	028-665-0550
宇都宮南部営農経済センター	〒321-0113 // 砂田町 526	// 656-8484
上河内営農経済センター	〒321-0403 // 下小倉町 1218	// 674-2164
上三川営農経済センター	〒329-0611 河内郡上三川町大字上三川 3237	0285-55-1511

【店舗以外のA T M設置状況】

宇都宮市	宇都宮市役所	宇都宮市旭 1-1-5 宇都宮市役所 1 階	1 台
//	済生会宇都宮病院	// 竹林町 911-1 済生会宇都宮病院 1 階	1 台
//	栃木県 J Aビル	// 平出工業団地 9-25 栃木県 J Aビル 1 階	1 台
//	篠井	// 下小池町 569-104	1 台

